

令和4年度厚木市市民参加型 外部評価 対象事業一覧

日時 7月23日（土）13時00分～

場所 あつぎ市民交流プラザ

7階 ミュージックルーム1

対象事業

事業 番号	事業名	実施日	開始予定 時刻
1	高年齢者継続雇用奨励補助金	7月23日 （土）	13：00～
2	親元近居・同居住宅取得等支援事業 補助金		14：00～
3	スポーツ協会補助金 スポーツ推進事業補助金		15：00～
4	コミュニティ保育推進事業補助金	7月24日 （日）	13：00～
5	情報プラザ維持管理事業費		14：00～
6	生きがいセンター維持管理事業費・ 維持補修事業費		15：00～

令和4年度厚木市市民参加型外部評価について

1 評価の流れ

- (1) 事業説明：担当課職員による事業概要の説明
- (2) 質疑応答：事業概要の不明点等について担当課職員と行政改革調査委員会外部評価部会委員（以下「外部評価委員」）の質疑応答
外部評価モニターの質疑応答
- (3) 意見交換：外部評価委員間での意見交換（必要により再質問）
- (4) 評価：各外部評価委員が評価結果とコメントを発表
その後、ファシリテーターによる外部評価モニターの評価結果とコメントを発表

2 外部評価区分

「拡大」、「現行どおり」、「要改善」、「縮小」、「廃止」の5区分から評価

3 外部評価委員及びファシリテーター名簿

【50 音順】

区分	氏名	選出区分等
外部評価委員	あだち かずとし 安達 和年	学識経験者 [玉川大学講師]
	か が や つとむ 加賀谷 努	学識経験者 [ソニーグループ株式会社渉外担当マネジャー]
	なかむら けん 中村 健	学識経験者 ※ファシリテーター [早稲田大学マニフェスト研究所事務局長]
	にしお たかし 西尾 隆	学識経験者 [国際基督教大学教養学部特任教授]
	みのわ まさとし 箕輪 允智	学識経験者 [東洋大学法学部准教授]
	みやざき みきお 宮崎 三男	公募市民

4 御参加いただく皆さまへのお願い

- 写真、録画及び録音については御遠慮願います（メモは構いません）。
- 市広報等、報道関係者が入る場合がありますので御協力ください。

事業概要シートの補足説明について

1 人件費の考え方

- 算出方法は、
『厚木市の平均人件費※（行政職 1 種などの区分による）×関わった職員の仕事量』
※平均人件費とは
平均給与（職員に支給されるもの）＋事業者負担（年金や健康保険料の共済費）
- 関わった職員の仕事量は、職員 1 人の 1 年間の仕事量を 100 として、当該事務に費やす割合から算出する。

例) ○○課に職員 3 人の場合

職員 X は事業 A、B、C、D の 4 つの業務に携わっており、以下の割合で実施

職員 Y は事業 A と B の 2 つの業務に携わっており、以下の割合で実施

職員 Z は事業 A、B、C、D、E の 5 つの業務に携わっており、以下の割合で実施

	A 事業	B 事業	C 事業	D 事業	E 事業	1 人の仕事量計
職員 X	60	20	10	10		100
職員 Y	60	40				100
職員 Z	40	20	20	10	10	100
計	160	80	30	20	10	300
(人工)	(1.6)	(0.8)	(0.3)	(0.2)	(0.1)	(3.0)

例) 人件費の算定

職員の平均給与額（厚木市の場合は、838.8 万円×人工＝人件費）

A 事業の人件費は、838.8 万円×1.6 人＝ 1,342 万円

B 事業の人件費は、838.8 万円×0.8 人＝ 671 万円

C 事業の人件費は、838.8 万円×0.3 人＝ 252 万円

D 事業の人件費は、838.8 万円×0.2 人＝ 168 万円

E 事業の人件費は、838.8 万円×0.1 人＝ 84 万円

計 ＝ 2,517 万円

A 事業は、3 人の職員がそれぞれ 60、60、40 の割合で分担し業務を担っているため、合計すると 160（1.6 人工）の仕事量となる。人件費は、838.8 万円（平均）×1.6 人工＝1,342 万円となる。

2 事業概要シート用語の説明

《共通》

- **補助金**…特定の事業に対し、地方公共団体等が公益上必要であると判断した場合に、対価なくして支出するもの
- **交付金**…法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託して、当該事務の報償のとして一方的に交付するもの
- **会計年度任用職員**…一会計年度を超えない範囲で任用される非常勤の職員
- **報償費**…会計年度任用職員の給与等
- **職員手当等**…会計年度任用職員の期末手当等
- **共済費**…会計年度任用職員の社会保険料等
- **需用費**…必要とされる物品の購入や修繕の費用（例：文具類の購入や光熱水費、修繕料等）
- **役務費**…通信運搬費（郵送料や電話料等）、手数料、損害保険料等
- **負担金**…法令又は契約等によって地方公共団体が負担することになっているもの
- **総合計画**…市が目指す将来都市像とこれを実現するための目標を定めたもので、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最高指針。令和3（2021）年度を始期とする「第10次厚木市総合計画」の将来都市像は、「自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ」と定められている。
- **市民満足度調査**…市の施策や事業に関する市民の満足度及び重要度を調査し、集計・分析を行うことにより、今後の市政運営及び第9次厚木市総合計画の進行管理の基礎資料等とすることを目的として、無作為に抽出した18歳以上の市民を対象に毎年実施する調査（第10次総合計画においては「市民実感度調査」を実施。）
- **市民意識調査**…市民のまちづくりに対する考えや市民生活に密着した事項について、市民の意識や市民ニーズを把握するとともに、今後の市政運営等の基礎資料とすることを目的として、無作為に抽出した18歳以上の市民を対象に隔年で実施する調査
- **持続可能な開発目標（SDGs）**…平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

《各事業》

【1 高年齢者継続雇用奨励補助金】

- **努力義務**…法令上、「～するよう努めなければならない」と記載されている義務。罰則や強制力などを伴うものではなく、当事者の努力を促すために定められる。
- **雇用保険**…政府が管掌する強制保険制度。1 週間の所定労働時間が 20 時間以上あること及び 31 日以上雇用見込みがある労働者は全て被保険者となる。労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職の援助を行うことなどを目的として、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を実施している。
- **ハローワーク**（公共職業安定所）…国（厚生労働省）の機関。地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施している。

【2 親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金】

- **社会資本整備総合交付金**…国（国土交通省）所管の地方公共団体向け交付金。地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金。
- **第 2 期人口ビジョン・総合戦略**…「人口ビジョン」は、本市における人口の現状を分析し、人口の将来展望と目指すべき将来の方向を示したもの。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本市の実情に応じた、人口減少を克服するための施策を位置付けた計画。令和 3（2021）年 3 月に、最新のデータを反映して人口ビジョンを改定するとともに、第 2 期総合戦略を策定した。

【3 スポーツ協会補助金／スポーツ推進事業補助金】

- **外郭団体**…国または地方公共団体の組織の外にありながら、そこから種々の援助を受け、行政を補完するような事業や活動を行う団体
- **外郭団体改革指導指針**…令和 2（2020）年度を始期として、外郭団体における自主的・自立的な団体運営の更なる推進を図るとともに、市民サービスの質の向上につなげることを目的に策定した指針
- **指定管理者制度**…平成 15（2003）年の地方自治法改正により創設された、公の施設の管理運営に関する制度。それまで、施設管理の委託先は市の出資法人や公共団体などに限られていたが、この制度の創設により民間事業者などの団体も含めて選ぶことができるようになった。
- **第 2 次厚木市スポーツ推進計画**…令和 3（2021）年度を始期として、本市のスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画



MEMO

[illegible]

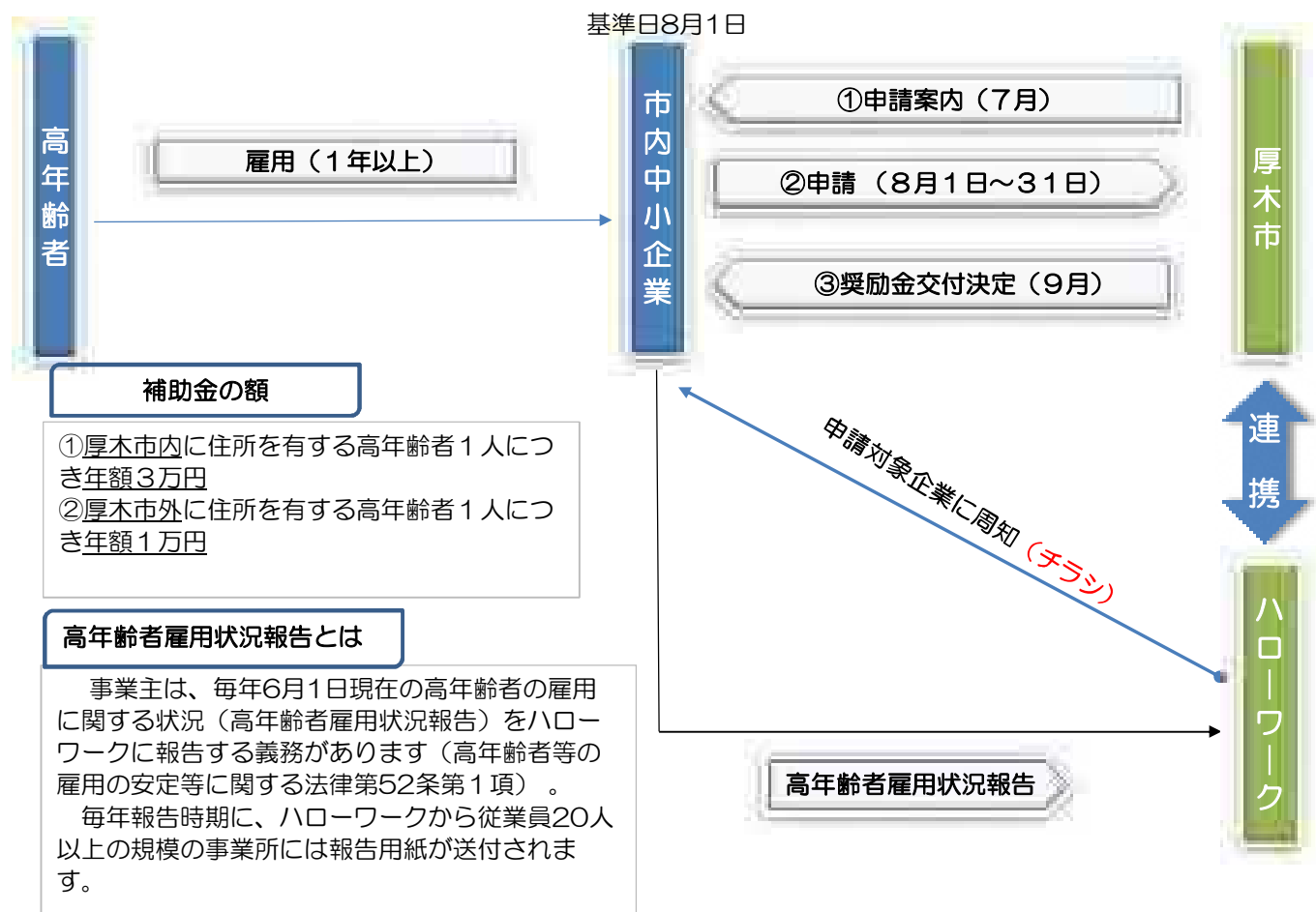
事業概要シート

担当部名	産業振興部	事業名	高年齢者継続雇用奨励補助金
担当課名	産業振興課	(子事業名)	
担当係名	産業振興・企業誘致係	根拠法令・例規・要綱等	厚木市高年齢者継続雇用奨励補助金交付要綱
事業開始年度	令和2年		高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

事業概要

目的	令和3年4月に高年齢者雇用安定法が改正され、65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置（定年引上げ等）が努力義務化されたため、本市においても65歳から70歳までの高年齢者の就業確保措置を実施する雇用主に対して、高年齢者継続雇用奨励補助金を交付することで、市内中小企業の人材確保や技術の確実な承継を推進するものです。
対象	市内中小企業者
事業詳細 (実施内容・実施手法等)	1 交付対象 常用労働者数が300人以下で、8月1日(基準日)現在で次の要件を全て満たしている事業者 (1) 厚木市内で1年以上継続して事業を営んでいること。 (2) 当該年度の3月31日現在において満66歳以上満70歳以下の者（雇用主の配偶者及び3親等内の親族に該当する者は除きます。）を1年以上継続して常用雇用（雇用保険適用）していること。 (3) 市税を完納していること。 2 交付金の額 厚木市内に住所を有する（8月1日まで3か月以上継続して市内に住所を有する）高年齢者1人につき年額3万円。厚木市外に住所を有する高年齢者1人につき年額1万円 ※ただし、市内、市外問わず1企業につき3人を上限とします。 3 県内では本市のみ実施
事業の効果	高年齢者継続雇用奨励補助金を交付することで、市内中小企業等で働く65歳から70歳までの高年齢者の安定的雇用が図られるとともに、中小企業企業等の人材確保やの生産性の維持・向上に資することができます。
事業周知方法・内容	市ホームページ、広報あつぎ、勤労者福祉サービスセンター会報誌「センターだより」、厚木商工会議所会報誌「さぼーと」へ掲載／前年度申請企業に対し案内書送付／ハローワークと連携し、高年齢者雇用企業への周知依頼

事業の全体像（フロー図、写真などを用いて事業の様子を視覚的に説明）



成果指標	指標名	高年齢者継続雇用奨励補助金交付件数				成果指標の推移グラフ									
	指標の説明	奨励補助金を交付した件数				交付件数 <table><caption>交付件数</caption><tr><th>年度</th><th>交付件数</th></tr><tr><td>令和2年度</td><td>58</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>67</td></tr></table>				年度	交付件数	令和2年度	58	令和3年度	67
	年度	交付件数													
	令和2年度	58													
	令和3年度	67													
		単 位	令和元年度	令和2年度	令和3年度					令和4年度					
目標	件			60	63										
実績			58	67											
達成率	%			111.7%											
指標備考	令和2年度新規事業。目標については令和2年度実績に基づき設定。令和3年度は、67件（社）133人に対して交付しています。														
事業のコスト															
コスト	単位	令和2年度（決算）		令和3年度（決算見込み）		令和4年度（予算）									
	事業費	千円	2,635	2,882	3,215										
	人件費		1,272	1,258											
	経費総額		3,907	4,140											
人件費内訳		令和2年度人件費内訳（単位：千円）				令和3年度人件費内訳（単位：千円）									
		行政職1	@ 8,481 × 0.15 人	=	1,272	行政職1	@ 8,388 × 0.15 人	=	1,258						
		行政職2	@ 8,987 × 人	=	0	行政職2	@ 8,939 × 人	=	0						
		消防職	@ 8,640 × 人	=	0	消防職	@ 8,668 × 人	=	0						
		再任用	@ 3,688 × 人	=	0	再任用	@ 3,652 × 人	=	0						
		会計年度任用職員	@ 1,164 × 人	=	0	会計年度任用職員	@ 1,212 × 人	=	0						
		その他	× 人	=	0	その他	× 人	=	0						
事業費及び財源内訳（千円）		年 度	総 額	一般財源	国県支出金	市債	その他								
		R02（決算）	2,635	2,635											
		R03（決算見込み）	2,882	2,882											
		R04（予算）	3,215	3,215											
事業費内訳		【令和4年度予算の内訳】 交付金 3,200千円 役務費 15千円（郵送料）													
①市民要望 ②社会的要請 ③課題		①少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備が必要となります。													
		②令和3年4月1日から、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主として制度化する努力義務が設けられました。													
		③高年齢者就業確保措置に関しては国も助成金を出しておりますが、あくまで努力義務のため、企業への周知が課題となります。													
上記課題等への対応や見直しの方向性		①市では対象となる企業の把握が課題であり、ハローワークと連携して周知を図っています。 ②本補助金は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正されることを見据えて、令和2年度から新規で実施し、令和4年度で3年が経過します。そのため、今後の方向性を検討する必要があります。													
直近3か年以内の事業見直しの有無とその内容		見直しの有無	無												
		令和2年度の新規事業のため、事業の見直しは実施していません。													
関連事業		厚木市障害者雇用奨励交付金													

Q 1	本事業は、事業主に対する補助金なのか。
A 1	本事業は、事業主に対して補助金を交付しています。
Q 2	令和 3 年度の時点で目標を上回っているが、どのような考え方で目標値を設定しているのか。
A 2	本補助金対象となる高年齢者については、70 歳以降は対象から外れてしまうことに加えて、退職等により毎年、対象が同じとは限らないことから、前年度の対象企業が翌年も自動的に対象とならないため、前年度の実績を考慮した目標値を設定していません。
Q 3	なぜ令和 3 年度は前年度に比べ件数が増加したと考えられるか。
A 3	令和 3 年 4 月に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、「法」という。）が改正され、65 歳から 70 歳までの高年齢者就業確保措置が努力義務化されたこと。また、本補助金の認知が広がったことが要因と考えられます。
Q 4	ハローワークと連携して対象となる高年齢者雇用企業に周知しているとあるが、全社に周知がされているのか。
A 4	ハローワークとの連携については、法第 5 条※に基づき、チラシの配架を依頼しています。 なお、法第 52 条※に基づく雇用状況等の報告に該当する企業名は開示されていないため、直接的なアプローチはできていません。
Q 5	対象の企業に対してどのくらい周知されているのか、率（数字）で表すことはできないか。
A 5	法第 52 条※に基づく雇用状況等の報告に該当する企業名は開示されていないため、現状では周知率を算出することはできません。

Q 6	市内で働く 66～70 歳の労働者の年間賃金の額はいくらか。本事業が、どの程度雇用促進に貢献しているのか。
A 6	市内で働く 66～70 歳の労働者の年間賃金については、市として把握していませんが、国が実施した令和 2 年分民間給与実態統計調査においては、65～69 歳の平均給与は 3,319,000 円となっています。 なお、本事業については、事業主の雇用に係る負担軽減ではなく、法改正に伴う高年齢者の雇用促進を図るために実施しています。
Q 7	なぜ就業高年齢者の居住地域での金額差が必要なのか。
A 7	本事業は、市内事業者が法改正に伴う高年齢者の雇用促進を図るため、市内・市外在住にかかわらず、補助金の支給対象とするものです。 しかしながら、本市における生産年齢人口補充等の効果も考えられることから、できるだけ市内在住者を雇用していただけるよう、市内在住者と市外在住者に金額の差を設けたものです。
Q 8	本事業を他市に先駆けて導入した理由は。
A 8	令和 3 年度から高年齢者の就業確保措置が努力義務となることを見据えて、市内企業にも 70 歳までの就労確保が求められることから、法改正に先んじ、働く意欲のある高年齢者の雇用促進を図ることで人材確保や技術の承継の推進するため、本補助金を創設しました。
Q 9	他市の動向調査はしているか。
A 9	県内他市においては同様の補助金はありませんが、他県自治体においては、国が実施する 65 歳超雇用推進助成金に対し、上乘せ補助を実施している事例があります。

Q10	事業の効果を判断する基準は何か。
A10	法改正に伴う高年齢者の雇用を促進し、人材確保や技術の承継の推進を図ることが事業目的のため、補助金交付企業数をもって効果を判断します。
Q11	申請額が予算額を超えた場合はどうするのか。
A11	予算を超える申請をいただいた際は、財政主管課と調整し、補正予算等により対応したいと考えています。

※ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）抜粋

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国及び地方公共団体は、事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行うとともに、高年齢者等の再就職の促進のために必要な職業紹介、職業訓練等の体制の整備を行う等、高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

（雇用状況等の報告）

第五十二条 事業主は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、定年、継続雇用制度、六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置の状況その他高年齢者の就業の機会の確保に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の毎年一回の報告のほか、この法律を施行するために必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対し、同項に規定する状況について必要な事項の報告を求めることができる。

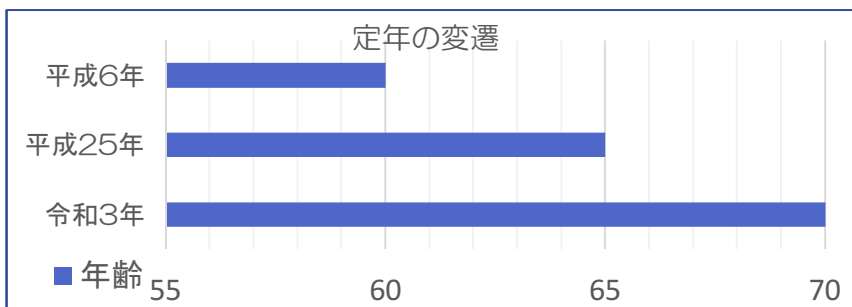
高年齢者雇用安定法の改正について

■ 法要旨

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年齢者雇用安定法」という）は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

■ 法改正による定年の変遷

- 平成6年（1994年）
60歳未満の定年禁止（高年齢者雇用安定法第8条）
- 平成25年（2013年）
65歳までの雇用確保措置（高年齢者雇用安定法第9条）
定年を65歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置を講じなければなりません。
 - ① 65歳までの定年引き上げ
 - ② 定年制の廃止
 - ③ 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入（継続雇用制度の適用者は原則として「希望者全員」）

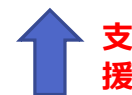


■ 令和3年（2021年）4月改正のポイント

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置（高年齢者雇用安定法第10条）

事業主は以下のいずれかの措置を講ずる**努力義務**が新設。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資等する団体が行う社会貢献事業



市

高年齢者継続雇用奨励補助金

令和3年改正を見据えて令和2年度から実施

国

65歳超雇用推進助成金

65歳以上への定年引き上げ等や高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主に対して助成し、高年齢者の雇用の推進を図ることを目的とした助成金があります。

令和3年度交付企業データ一覧

	業種	従業員数	交付額	市内	市外
1	卸売業, 小売業	7	10,000		1
2	製造業	3	30,000	1	
3	不動産業, 物品賃貸業	4	30,000	1	
4	製造業	81	30,000		3
5	製造業	81	10,000		1
6	製造業	21	50,000	1	2
7	サービス業(他に分類されないもの)	64	60,000	2	
8	建設業	3	30,000	1	
9	製造業	47	90,000	3	
10	サービス業(他に分類されないもの)	196	70,000	2	1
11	サービス業(他に分類されないもの)	21	90,000	3	
12	サービス業(他に分類されないもの)	99	50,000	1	2
13	建設業	7	30,000	1	
14	製造業	20	30,000	1	
15	製造業	168	90,000	3	
16	製造業	20	30,000		3
17	不動産業, 物品賃貸業	6	30,000	1	
18	情報通信業	249	30,000		3
19	教育, 学習支援業	26	30,000	1	
20	サービス業(他に分類されないもの)	92	90,000	3	
21	学術研究, 専門・技術サービス業	4	10,000		1
22	不動産業, 物品賃貸業	43	10,000		1
23	製造業	17	40,000	1	1
24	運輸業, 郵便業	48	70,000	2	1
25	学術研究, 専門・技術サービス業	5	20,000		2
26	教育, 学習支援業	31	60,000	2	
27	医療, 福祉	221	90,000	3	
28	製造業	1	10,000		1
29	卸売業, 小売業	12	40,000	1	1
30	建設業	5	10,000		1
31	サービス業(他に分類されないもの)	22	10,000		1
32	医療, 福祉	150	70,000	2	1
33	製造業	5	40,000	1	1
34	医療, 福祉	20	40,000	1	1
35	建設業	11	30,000	1	
36	運輸業, 郵便業	22	50,000	1	2
37	運輸業, 郵便業	73	40,000	1	1
38	製造業	63	20,000		2
39	運輸業, 郵便業	65	90,000	3	
40	運輸業, 郵便業	42	10,000		1
41	医療, 福祉	8	30,000	1	
42	教育, 学習支援業	87	20,000		2
43	製造業	100	90,000	3	
44	製造業	67	50,000	1	2
45	生活関連サービス業, 娯楽業	108	90,000	3	
46	金融業, 保険業	12	10,000		1
47	農業, 林業	3	30,000	1	
48	学術研究, 専門・技術サービス業	130	50,000	1	2
49	製造業	212	50,000	1	2
50	製造業	10	30,000	1	
51	サービス業(他に分類されないもの)	133	40,000	1	1

52	医療, 福祉	190	90,000	3	
53	サービス業(他に分類されないもの)	25	20,000		2
54	卸売業, 小売業	4	30,000	1	
55	医療, 福祉	62	70,000	2	1
56	サービス業(他に分類されないもの)	6	10,000		1
57	製造業	110	50,000	1	2
58	建設業	2	30,000	1	
59	建設業	7	60,000	2	
60	建設業	1	10,000		1
61	医療, 福祉	40	60,000	2	
62	医療, 福祉	146	90,000	3	
63	不動産業, 物品賃貸業	7	40,000	1	1
64	建設業	26	20,000		2
65	製造業	18	40,000	1	1
66	医療, 福祉	46	30,000	1	
67	宿泊業, 飲食サービス業	4	60,000	2	
			2,870,000	77	56

業種	申請企業数
製造業	18
建設業	8
医療, 福祉	9
サービス業(他に分類されないもの)	9
宿泊業, 飲食サービス業	1
情報通信業	1
卸売業, 小売業	3
教育, 学習支援業	3
不動産業, 物品賃貸業	4
運輸業, 郵便業	5
生活関連サービス業, 娯楽業	1
金融業, 保険業	1
学術研究, 専門・技術サービス業	3
農業, 林業	1
計	67

従業員規模	申請企業数
1～4人	10
5～9人	10
10～19人	6
20～29人	10
30～49人	7
50～99人	11
100～199人	10
200～299人	3
計	67

厚木市高年齢者継続雇用奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者における人材確保及び技術の確実な承継を図るため、予算の範囲内において厚木市高年齢者継続雇用奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和 45 年厚木市規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高年齢者 当該年度の 3 月 31 日現在において満 66 歳以上満 70 歳以下の者をいう。ただし、雇用主の配偶者及び 3 親等内の親族に該当する者は除くものとする。
- (2) 市内中小企業者 1 年以上継続して市内に所在し、及び従業者数が 300 人以下の企業をいう。
- (3) 常用雇用 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条に規定する被保険者として雇用することをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金は、毎年 8 月 1 日現在（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する市内中小企業者に交付するものとする。

- (1) 1 年以上継続して事業を営んでいること。
- (2) 高年齢者を 1 年以上継続して常用雇用していること。
- (3) 市税を完納していること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1 企業につき 3 人を上限とする。

- (1) 基準日において 3 箇月以上継続して市内に住所を有する高年齢者を常用雇用している場合 当該高年齢者 1 人につき 3 万円
- (2) 市外に住所を有する高年齢者を常用雇用している場合 当該高年齢者 1 人につき 1 万円

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市内中小企業者（以下「申請者」という。）は、厚木市高年齢者雇用奨励補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、基準日から当該末日までの間に、市長に申請しなければならない。

- (1) 高年齢者雇用内訳書
- (2) 雇用保険被保険者資格取得年月日が確認できるもの
- (3) 役員等一覧表

(状況調査等)

第6条 市長は、申請者の納税及び高年齢者の居住の状況を調査することができる。
この場合において、事前に申請者及び高年齢者の同意を得るものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を決定したときは厚木市高年齢者雇用奨励補助金交付決定通知書を、補助金の不交付を決定したときは厚木市高年齢者雇用奨励補助金不交付決定通知書により申請者に通知する。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者は、請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、市内中小企業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

事業概要シート

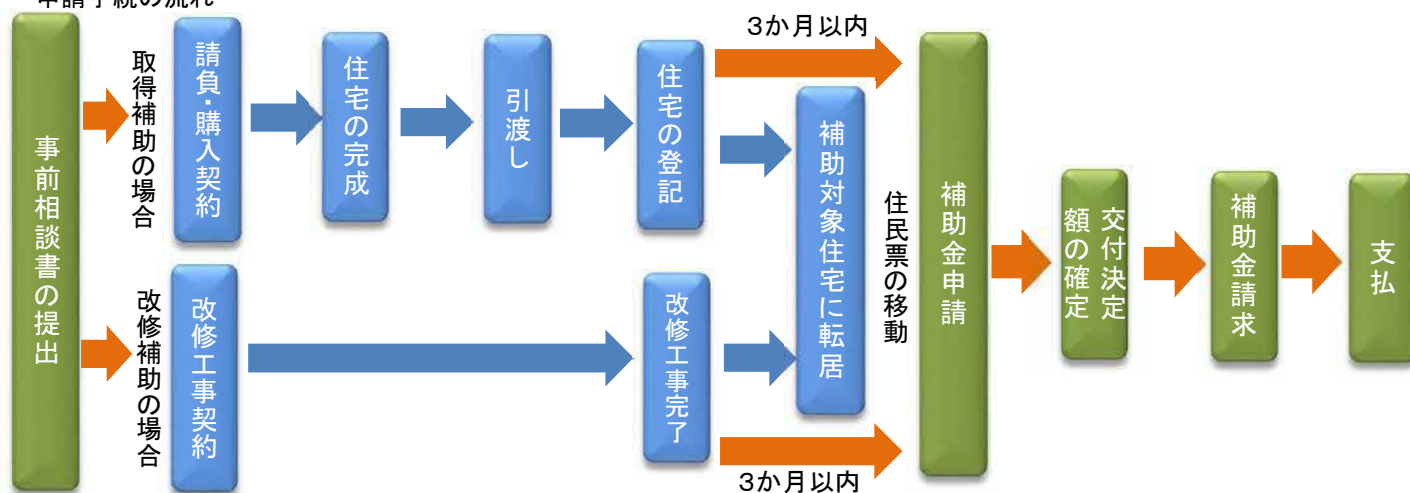
担当部名	まちづくり計画部	事業名 (子事業名)	親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金
担当課名	住宅課	根拠法令・例 規・要綱等	厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金交付要綱
担当係名	住宅政策係		
事業開始年度	平成30年度		

事業概要

目的	新たに市内に親世帯と近居又は同居する子世帯に対して、住宅取得等経費の一部を補助することで、市内への定住人口の増加を図るとともに、バランスの取れた人口構成による若年世代から高齢者までが互いに支え合うまちづくりの実現を目指します。
対象	市内に居住する親世帯と近居又は同居するために市外から転入し、住宅を取得又は増改築する子世帯
事業詳細 (実施内容・実施手法等)	- 補助金を申請できる方 - 事前相談書の提出日以前1年間に本市の住民登録台帳に記載されたことのない子世帯 - 親世帯が1年以上厚木市に居住している方で、親世帯と近居・同居のため市外から転入する子世帯 - 補助対象住宅に10年以上近居・同居をする予定の子世帯 - 住宅の建築工事又は住宅の購入若しくは既存住宅の増改築の工事の契約者 - 補助金の種類 - 住宅取得補助金 - 子世帯が近居又は同居をするために住宅を新築又は購入した経費に補助 - 取得に係る経費が500万円以上 - 住宅改修補助金 - 同居による世帯員の増加に伴い必要となる修繕、増築設備改善等の機能向上に資する経費に補助 - 改修費用が50万円以上(子世帯の改修費のみ) - 補助の対象となる住宅 戸建ての住宅又は分譲マンション(中古住宅の場合は、耐震基準を満たしているもの)
事業の効果	親世帯と子世帯との近居又は同居が進むことで、定住促進や世代間の支え合うまちづくりの実現が図られます。また、市内勤労者等に該当する場合は、職住近接により、子育ての負担軽減や家庭の団らん等が増えることで、ゆとりある住生活の実現を図ることができます。
事業周知方法 ・内容	市ホームページや広報あつぎによる周知のほか、市関係課窓口及び住宅展示場(市内及び近隣市)におけるチラシの配架による周知を行っています。

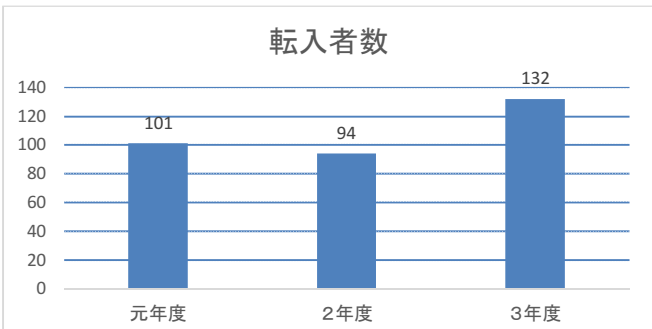
事業の全体像(フロー図、写真などを用いて事業の様子を視覚的に説明)

申請手続の流れ



補助金額 補助メニュー		基本額	加算額				最大補助額
			申請者に中学生以下の子がいる場合	申請者(配偶者を含む。)が、40歳未満の場合	補助対象住宅が定住促進地域※にある場合	申請世帯に市内に在勤の方がいる場合	
住宅取得	同居	60万円	10万円	10万円	10万円	10万円	100万円
	近居	40万円					80万円
住宅改修	同居	補助対象経費の10分の1(20万円を限度)					補助対象経費の2分の1以内

※定住促進地域: 依知北地区、陸合北地区、荻野地区、小鮎地区、玉川地区、緑ヶ丘地区、森の里地区、毛利台1丁目～3丁目、王子1丁目

成果指標	指標名	親元近居・同居住宅取得等支援事業等による転入者数					成果指標の推移グラフ 転入者数 				
	指標の説明	補助金制度利用者による転入者数									
		単 位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
	目標	人	100	100	100	100					
	実績		101	94	132						
	達成率	%	101%	94%	132%						
指標備考	令和2年度は目標を下回ったが、3年間を平均すると年間目標の100人を超えている。										
事業のコスト											
コスト	単位		令和2年度（決算）		令和3年度（決算見込み）		令和4年度（予算）				
	事業費	千円	18,900		25,500		20,000				
	人件費		2,544		2,516						
	経費総額		21,444		28,016						
人件費内訳		令和2年度人件費内訳（単位：千円）				令和3年度人件費内訳（単位：千円）					
		行政職1	@ 8,481 ×	0.30 人	=	2,544	行政職1	@ 8,388 ×	0.30 人	=	2,516
		行政職2	@ 8,987 ×	人	=	0	行政職2	@ 8,939 ×	人	=	0
		消防職	@ 8,640 ×	人	=	0	消防職	@ 8,668 ×	人	=	0
		再任用	@ 3,688 ×	人	=	0	再任用	@ 3,652 ×	人	=	0
		会計年度任用職員	@ 1,164 ×	人	=	0	会計年度任用職員	@ 1,212 ×	人	=	0
		その他	×	人	=	0	その他	×	人	=	0
事業費及び財源内訳（千円）		年 度	総 額		一般財源	国県支出金	市債	その他			
		R02（決算）	18,900		10,858	8,042					
		R03（決算見込み）	25,500		16,500	9,000					
		R04（予算）	20,000		11,000	9,000					
事業費内訳		【令和4年度予算】 補助金 20,000千円 （内訳） ・一般財源 11,000千円 ・国庫支出金（社会資本整備総合交付金） 9,000千円									
①市民要望 ②社会的要請 ③課題		①「令和3年度厚木市民意識調査」の「定住意向」の調査結果では、「住み続けたい」（48.2%）と「できれば住み続けたい」（27.8%）の2つで76.0%と定住意向は高く、その理由としては、「自分の家や土地がある」が43.3%で最も高い結果となっています。									
		②上記の調査結果から、本市に住み続けていただくためには、「自分の家や土地がある」ことが重要になるため、住宅の新築・購入や同居のための費用に対する補助に取り組むことが必要と考えます。									
		③補助対象の子世帯が市外居住者になるため、周知方法が課題となっています。									
上記課題等への対応や見直しの方向性		親世帯が市内在住者になるので、広報やデジタルサイネージなどを通じ、さらに周知を図り親世帯から子世帯への周知につながるよう進めてまいります。 また、市外在住者となる子世帯に対しては、市内及び近隣市の住宅展示場やハウスメーカーなどに、さらにPRを図り周知に努めてまいります。									
直近3か年以内の事業見直しの有無とその内容		見直しの有無	有		令和3年4月から、第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（令和3年）における、地区別人口推計に基づき「定住促進地域」の見直し（地域の拡大：睦合北地区及び荻野地区）を行いました。						
関連事業		厚木市若年世帯住宅取得支援事業補助金									

Q 1	他の自治体でも同様の取組を実施しているのか。
A 1	住宅取得に関する同様の取組は、県内では、海老名市、秦野市、中井町、大井町、松田町、山北町、箱根町、寒川町、愛川町、清川村が実施しています。
Q 2	賃貸住宅を補助の対象にしないのか。
A 2	本事業は、定住人口の増加を図ることを目的のひとつとしているため、賃貸住宅を対象にした補助については、定住促進効果が薄く一過性のものと考えられるため、住宅を取得する場合の補助を実施しています。
Q 3	なぜ同居と近居で補助額が異なるのか。
A 3	本事業は、定住促進と若年世代から高齢者まで互いに支え合えるまちづくりの実現を目的としていることから、同居については、近居に比べより近くで見守ることができるため基本額を上乗せしています。
Q 4	これまで近居だった方が同居した場合に同様の補助があるのか。
A 4	本補助制度を利用したことのない方で、世帯主又は配偶者が40歳未満で、世帯に中学生以下の子がいる世帯の方が、市内で転居し住宅を取得して親と同居する場合は、「若年世帯取得支援事業補助金」が利用できます。
Q 5	申請額が予算額を超えた場合はどうするのか。
A 5	予算を超える申請をいただいた際は、財政主管課と調整し、補正予算等により対応したいと考えています。
Q 6	申請からどのくらいの期間で補助金が受け取れるのか。
A 6	申請から振込みまでは約2ヶ月程度で行っております。

Q 7	親が契約者だと対象にならないのか。
A 7	対象になりません。 本事業は市内に 1 年以上住む親世帯の元に近居や同居のため転入する子世帯を対象としており、子が契約者であることで子世帯の転入促進が図られ、バランスの取れた人口構成が保てると考えています。
Q 8	住宅改修補助金の対象は補助対象者の所有であることが要件となっているが、親の所有住宅の補修なので、名義変更が必要になる。この場合は名義変更や財産贈与手数料の方が補助額より高くなるのではないか。
A 8	住宅改修補助金の対象住宅は、補助対象者の所有であって、かつ、所有権の保存又は移転の登記がされていることを定めていることから名義変更は必要となります。基本額に加え加算額を設定していることで住宅改修の一部補助ができています。
Q 9	他市に住む親世帯が、厚木市在住の子世帯に近居・同居する場合は補助の対象とならないのか。
A 9	対象になりません。 本事業は、若年世帯、子育て世帯の転入増を図ることを目的としておりますので、対象は子世帯が転入する場合があります。
Q10	単身、夫婦、3人以上の世帯で転入してくるのは申請時にわかるのか。
A 10	単身は対象外ですが、事前相談書を提出していただきますので把握はできます。

Q11	子育て世帯の加算があるが、子ども1人当たりでの加算とした方がアピールになるのではないか。
A11	本事業は若年世帯や子育て世帯を支援するため、加算額を設定していることから、子ども1人当たりの加算としては考えておりません。

厚木市は親元への 近居・同居を応援します

契約前に
必ず事前相談書
の提出が必要で
す！！

近居なら
最大80万円

同居の場合は

最大100万円補助！



厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金制度の概要

※令和4（2022）年度までの期間限定事業です。

市内への定住人口の増加を図るとともに、親世帯と子世帯が近居・同居により、バランスの取れた人口構成による若年世代から高齢者まで互いに支え合えるまちづくりの実現を目指し、市外に居住する方が、新たに市内で近居・同居を始める際に、住宅取得の費用や同居のための改修費用について補助します。

申請に当たっては、契約前に事前相談が必要となります。市住宅課までご相談ください。

補助金を申請できる方

- ・事前相談書の提出日以前1年間に本市の住民基本台帳に記載されたことのない子世帯の方
- ・親世帯が1年以上厚木市に居住している方で、親世帯と近居・同居のため市外から転入する子世帯の方
- ・補助対象住宅に10年以上近居・同居をする予定の方
- ・住宅の建築工事又は住宅の購入若しくは既存住宅の増改築の工事（改修工事を含む。）の契約者 など

補助の対象となる住宅

- ・戸建ての住宅又は分譲マンション等
- ・中古住宅の場合は、耐震基準を満たしていることが証明できる住宅
- ・補助対象世帯員の名義で、所有権の保存又は移転の登記がされた住宅

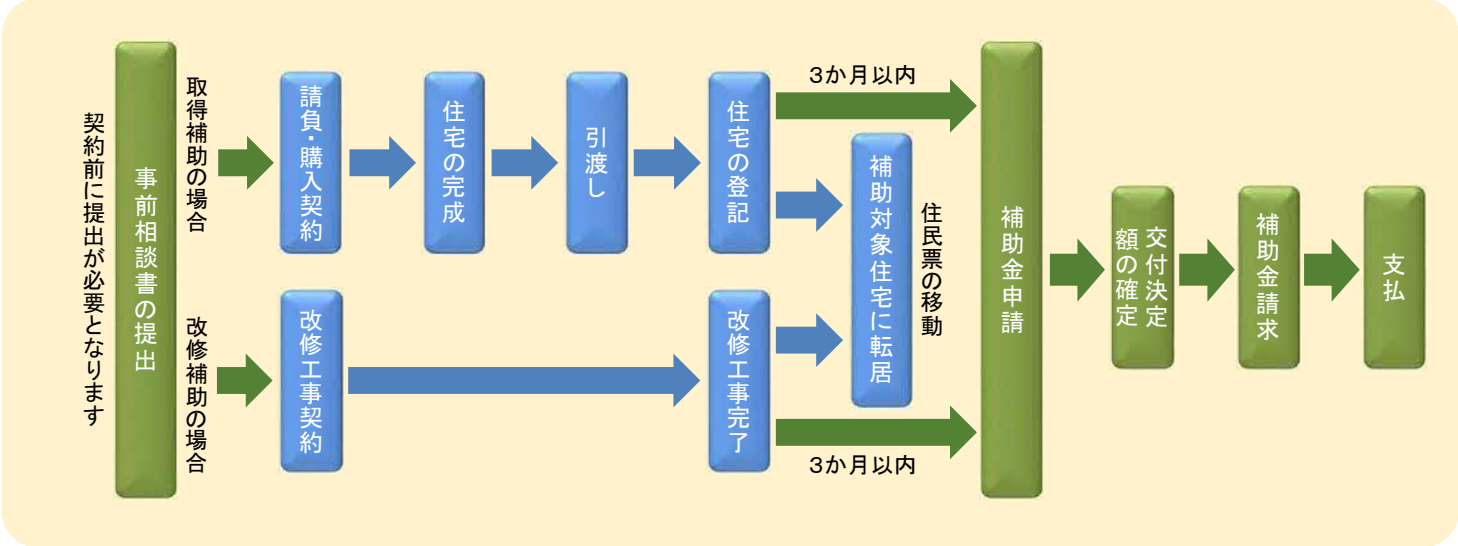
住宅取得補助金

- ・子世帯が新たに近居又は同居を開始するために、住宅を新築又は購入した経費に補助します。
- ・取得に係る経費が500万円以上の住宅です。
- ・対象経費は、住宅建設に係る工事費用又は購入費用（土地のみの購入費、外構工事等は対象外）です。

住宅改修補助金

- ・同居による世帯員の増加に伴い必要となる修繕、増築、設備改善等の機能向上に資する経費に補助します。
- ・改修費用が50万円以上の工事が対象です。
- ・対象経費は、間取りの変更、バリアフリー改修及び設備改修等、世帯員の増加に伴い必要となる工事費用（単なる模様替え、経年劣化に伴う修繕は対象外）です。

申請手続の流れ



補助金額

補助メニュー		基本額	加算額				最大補助額
			申請者に中学生以下の子がいる場合	申請者(配偶者を含む。)が、40歳未満の場合	補助対象住宅が定住促進地域※にある場合	申請世帯に市内に在勤する方がいる場合	
住宅取得	同居	60万円	10万円	10万円	10万円	10万円	100万円
	近居	40万円					80万円
住宅改修	同居	補助対象経費の10分の1(20万円を限度)					補助対象経費の2分の1以内

※定住促進地域：依知北地区、睦合北地区、荻野地区、小鮎地区、玉川地区、緑ヶ丘地区、森の里地区、毛利台1丁目～3丁目、王子1丁目

補助金交付要綱概要

区分	項目	内容
定義	親世帯	子世帯の世帯主又はその配偶者の親であって、1年以上引き続き本市に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記載されている世帯をいう。(介護保険施設等に入所し、又は入居している者を除く。)
	子世帯	親の親等の直系卑属(その配偶者を含む。)で構成される世帯をいう。
	子育て世帯	子世帯において中学生以下の子又は妊婦を含む世帯員で構成される世帯をいう。
	同居	子世帯と親世帯が同一の住宅(同一敷地内の別棟を除く。)に居住することをいう。
	近居	市内に親世帯が居住している子世帯が、市内に住宅を新築又は購入して居住することをいう。
	勤労者等	事業所又は事務所と雇用契約を締結した者であって、その者の1週間の所定労働時間が20時間以上である者をいう。ただし、申請日において、市内に在勤する期間が継続して1年以上の者であること。
補助対象等	補助対象者	事前相談書の提出日以前1年間に本市の住民基本台帳に記載されたことのない子世帯の者であること。 交付対象住宅に継続して10年以上近居又は同居をする予定であること。 住宅の建築工事又は住宅の購入若しくは既存住宅の増改築の工事(改修工事を含む。)の契約者であること。 申請日において、補助対象世帯員が、納期限が到来している市税等の滞納がないこと。 補助対象世帯員が、厚木市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
	補助対象住宅	市内に建築された戸建て住宅又は分譲マンション等であること。 建築基準法その他関係法令の基準を満たし、かつ耐震基準を満たした住宅であること。 補助対象世帯員の所有であって、かつ、所有権の保存又は移転の登記がされている住宅であること。
補助金の種類	住宅取得補助	子世帯が新たに近居又は同居を開始するために、住宅を新築又は購入した経費に対する補助金 取得に係る経費が500万円以上 対象経費は、住宅建設に係る費用又は購入費用(土地の購入費用、外構工事等は対象外) ※ただし、土地及び建物を一括購入する場合にあっては、土地代を含む。
	住宅改修補助	親世帯の住宅を同居による世帯員の増加に伴い必要となる修繕、増築、設備改善等の機能向上に資する経費に対する補助金 改修費用が50万円以上 対象経費は、間取りの変更、バリアフリー改修、設備改修及び浄化槽の入れ替え等、世帯員の増加に伴い必要となる工事費用(単なる模様替え、経年劣化に伴う修繕は対象外)

厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住人口の増加を図り、及びバランスの取れた人口構成による若年世代から高齢者までが互いに支え合うまちづくりを実現するため、市外に居住する子世帯の世帯員が近居又は同居のため新たに市内に住宅を新築し、若しくは購入する際に要する費用又は同居のための住宅改修費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親世帯 子世帯の世帯主又はその配偶者の一親等内の直系尊属に該当する者（介護保険施設等に入所し、又は入居している者を除く。以下「親」という。）であって、1年以上引き続き本市に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記載されているものが含まれる世帯をいう。
- (2) 子世帯 親の一親等内の直系卑属又はその配偶者を含む世帯員で構成される世帯（単身世帯を除く。）をいう。
- (3) 子育て世帯 世帯員に中学生以下の者又は妊婦を含む子世帯をいう。
- (4) 同居 子世帯と親世帯が同一の住宅（同一敷地内の別棟を除く。）に居住することをいう。
- (5) 近居 子世帯が市内に住宅を新築し、又は購入して居住することをいう。
- (6) 労働者 事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）と雇用契約を締結した者であって、その者の1週間の所定労働時間が20時間以上であるものをいう。
- (7) 勤労者等 労働者、法人経営者及び個人事業主であって、第10条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）において、市内に在勤する期間が継続して1年以上の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 第9条第1項の規定による事前相談書の提出日以前1年間に本市の住民基本台帳に記載されたことのない子世帯の者であること。
- (2) 第5条に規定する補助の対象住宅（以下「補助対象住宅」という。）に継続して3年以上近居又は同居をする予定であること。
- (3) 住宅の新築工事若しくは購入又は既存住宅の増改築の工事（改修工事を含む。）の契約者であること。
- (4) 親世帯及び子世帯の世帯員（以下「補助対象世帯員」という。）が、過去にこの要

綱による補助金の交付を受けていないこと。

- (5) 補助対象世帯員が、厚木市若年世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行）による補助金の交付を受けてないこと。
- (6) 申請日において、補助対象世帯員が、市税等（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を含む。第 11 条第 2 項及び第 14 条第 1 項第 3 号において同じ。）の滞納がないこと。
- (7) 補助対象世帯員が、厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でないこと及び同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にないこと。
- (8) 補助対象世帯員に外国人を含む場合にあっては、前各号に掲げる要件に加え、当該外国人が法令に基づき日本国に永住権を有し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されていること。

（補助金の種類）

第 4 条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 住宅取得補助金 子世帯が新たに近居又は同居を開始するために、住宅の取得（請負、売買等により住宅の所有権を取得することをいう。以下同じ。）をする経費の一部について交付する補助金
- (2) 住宅改修補助金 子世帯が新たに同居を開始するために、親世帯が現に居住する住宅を改修する経費の一部について交付する補助金

（補助対象住宅）

第 5 条 住宅取得補助金の対象住宅は、補助対象者が自ら居住する住宅であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内に建築された戸建て住宅又は建物の区分所有者等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 1 条の規定に該当する建築物であること。
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令の基準を満たし、かつ、建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和 55 年政令第 196 号）による改正後の建築基準法施行令の施行日以後に建築確認を受けた住宅又は同令による耐震性が確保されていることが証明できる住宅（次項においてこれらを「新耐震基準適合住宅」という。）であること。
- (3) 補助対象者の所有であって、かつ、平成 30 年 4 月 1 日以後に所有権の保存又は移転の登記がされている住宅であること。
- (4) 住宅の取得に要する費用（土地及び建物を一括購入する場合にあっては、当該土地の購入に係る費用を含む。）が 500 万円以上であること。

2 住宅改修補助金の対象住宅は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 補助対象者の所有であって、かつ、所有権の保存又は移転の登記がされている住宅であること。
- (2) 新耐震基準適合住宅であること。

- (3) 平成 30 年 4 月 1 日以後に改修工事の契約がなされた住宅であること。
- (4) 間取りの変更、バリアフリー改修、設備改修及び浄化槽の入替え等、世帯員の増加に伴い必要となる改修工事（単なる模様替え、経年劣化に伴う工事を除く。）が行われるものであること。
- (5) 改修工事に要する費用の合計額が 50 万円以上であること。

（補助対象経費）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 住宅取得補助金 子世帯が新たに近居又は同居をするための住宅の取得に要する経費で、次に掲げる費用
 - ア 住宅の新築に係る工事費用（工事請負契約額をいう。）
 - イ 住宅の購入費用（土地及び建物を一括購入する場合にあっては、当該土地の購入に係る費用を含む。）
- (2) 住宅改修補助金 同居による世帯員の増加に伴い必要となる修繕、増築、設備改善等の機能向上に資する経費で次に掲げる費用
 - ア 同居に係る住宅の増築又は改築に係る工事費用
 - イ 手すりの設置、段差の解消、廊下幅の拡張等のバリアフリーに係る工事費用
 - ウ 屋根、雨樋、^{あまどい}柱、外壁等の外装工事費用
 - エ 床、内壁、天井等の内装工事費用
 - オ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の建具工事費用
 - カ 電気、ガス等の設備工事費用
 - キ トイレ、風呂、キッチン等の給排水工事費用

2 補助対象住宅が併用住宅（住宅と非住宅（店舗、事務所、賃貸住宅等自己の居住の用に供さない建築物をいう。以下同じ。）が一体となった建築物をいう。以下同じ。）の場合にあっては、住宅部分と非住宅部分との面積比率により当該費用を按分した場合における住宅部分に係る額を補助対象経費とする。

（補助対象外の経費）

第 7 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象としない。

- (1) 土地の購入に係る費用。ただし、土地及び建物を一括購入する場合を除く。
- (2) 造成工事及び門、塀その他の外構工事に係る費用
- (3) 家具又は家庭用電気機械器具の購入、設置等に係る費用
- (4) 物置、車庫等居住の用に供しない建築物の設置に係る費用
- (5) 住宅改修補助金にあっては、同居後の世帯に属する者が自ら施工する工事に係る費用（その者が代表である法人事業者が施工するものを含む。）
- (6) その他市長が前条第 1 項各号に掲げる工事等として適当でないと認めるものに係る費用

(補助金の額)

第8条 補助金の交付額は、次に掲げる基本額及び加算額の合算額とする。

(1) 基本額

ア 住宅取得補助金 近居にあつては40万円、同居にあつては60万円

イ 住宅改修補助金 補助対象経費に10分の1を乗じて得た額と20万円を比較していずれか低い額

(2) 加算額

ア 子世帯が子育て世帯の場合 10万円

イ 子世帯の世帯主又はその配偶者が申請日において40歳未満の場合 10万円

ウ 補助対象住宅が別表に定める定住促進地域内にある場合 10万円

エ 子世帯の世帯員に市内に在勤する勤労者等がいる場合 10万円

2 前項の規定にかかわらず、住宅改修補助金にあつては、補助対象経費の2分の1を限度とする。

3 前2項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(事前相談書の提出)

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けて補助事業を実施しようとするときは、住宅の建築工事若しくは住宅の購入又は既存住宅の増改築の工事（改修工事を含む。）の契約を締結する前に、厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金に関する事前相談書（第1号様式。以下「事前相談書」という。）正本1部及び副本1部に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 近居又は同居をしようとする住宅の位置図及び平面図

(2) 住宅の取得にあつては、取得予定金額の分かる書類

(3) 住宅の改修工事にあつては、工事見積書の写し

(4) 親子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書

(5) 補助対象世帯全員の戸籍の附票の写しその他事前相談書の提出日以前1年間の住所が分かるもの

2 市長は、前項の規定により事前相談書の提出があつたときは、当該事前相談書に記載の住宅が補助対象住宅に該当するか否かの記載をして、補助対象者に副本を返還するものとする。

(交付申請)

第10条 住宅取得補助金の交付を受けようとする者は、第5条第1項第3号に規定する登記が完了した日（以下「完了日」という。）の翌日から起算して3箇月以内に、厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 事前相談書の副本

(2) 補助対象世帯全員の住民票の写し（続柄記載のあるものに限る。）

- (3) 補助対象住宅に係る登記事項証明書、売買契約書その他の補助対象住宅の取得を証する書類の写し
 - (4) 補助対象住宅の位置図及び平面図
 - (5) 検査済証の写し又は記載証明書の写し
 - (6) 併用住宅にあっては、居住部分の面積を証明する書類
 - (7) 申請日において本市の市税の納税義務が発生していない場合にあっては、当該申請者及び同一世帯全員に前住所地での市区町村税の滞納がないことを証する書類
 - (8) 取得した住宅の全景を撮影した写真
 - (9) 子世帯に妊婦がいる場合にあっては、母子手帳の写し
 - (10) 第8条第1項第2号エに該当する場合にあっては、就労を証する書類
 - (11) 事前相談書の提出日以後、取得した住宅に転居するまでの間にやむを得ない理由等により本市に住民票を異動した場合にあっては、事前転入した理由が分かる書類
- 2 住宅改修補助金の交付を受けようとする者は、住宅改修が完了した日から3箇月以内に、厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。
- (1) 事前相談書の副本
 - (2) 補助対象世帯全員の住民票の写し（続柄記載のあるものに限る。）
 - (3) 申請日において本市の市税の納税義務が発生していない場合にあっては、当該申請者及び同一世帯全員に前住所地での市区町村税の滞納がないことを証する書類
 - (4) 補助対象住宅に係る登記事項証明書及び位置図
 - (5) 住宅改修工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
 - (6) 住宅改修工事に係る費用の支払いを証する書類
 - (7) 住宅改修工事に係る平面図その他改修内容が確認できる書類
 - (8) 住宅改修工事の施工前後の状況が確認できる写真（住宅の全景及び改修部分）
 - (9) 子世帯に妊婦がいる場合にあっては、母子手帳の写し
 - (10) 第8条第1項第2号エに該当する場合にあっては、就労を証する書類
 - (11) 事前相談書の提出日以後、改修した住宅に転居するまでの間にやむを得ない理由等により本市に住民票を移動した場合にあっては、事前転入した理由が分かる書類
- （交付決定）
- 第11条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の決定に当たり、必要があると認めるときは、当該申請者に対し報告を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第4号様式）又は厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により額の確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を対象工事以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象世帯員のうち、納税義務がある者に第11条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、3年を経過する日前に、市税等の滞納が発生したとき。
- (4) 第11条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、3年を経過する日前に、補助対象住宅を譲渡し、又は貸し付けたとき。
- (5) 第11条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、3年を経過する日前に、近居又は同居を解消したとき。ただし、市長が特に認めた場合を除く。
- (6) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、同日までに第11条の規定による補助金の交付決定をした者に対するこの要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。
- 3 第9条の規定については、第10条第1項の規定により補助金を申請する者にあつては、平成30年4月1日以後に契約を締結する者から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

定住促進地域	依知北地区、睦合北地区、荻野地区、小鮎地区、 玉川地区、緑ヶ丘地区、森の里地区、 毛利台1丁目～3丁目、王子1丁目
--------	---

事業概要シート

担当部名	社会教育部	事業名 (子事業名)	スポーツ協会補助金
担当課名	スポーツ推進課		
担当係名	スポーツ推進係	根拠法令・例 規・要綱等	スポーツ基本法第4条、第11条、第22条、第34条
事業開始年度	平成13年度		公益財団法人厚木市スポーツ協会補助金交付要綱
事業概要			
目的	厚木市のスポーツ施策の推進を担う、公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に対して、人件費などの基礎的な運営経費の一部を補助することで、同協会が推進する、市民スポーツの普及・振興、競技力の向上及び指導者・組織の育成が円滑に行われ、もって市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成を図ります。		
対象	スポーツ協会		
事業詳細 (実施内容・実施手法等)	本補助金は、市民スポーツの普及・振興など、厚木市のスポーツ施策の推進を担う、スポーツ協会の団体運営に係る職員人件費について、スポーツ協会補助金交付要綱に基づき補助金を交付するものです。 人件費の内訳としましては、専務理事1人、事務局長1人、正規職員5人及び事務補佐員1人の計8人の給与・賃金、福利厚生費、退職積立金となります。 【スポーツ協会の組織と役割】 1955年11月設立の厚木市体育協会を前身として2020年4月に設立。厚木市の外郭団体であり、市のスポーツ施策を推進する重要な担い手として、専門性を有する業務や公益性の高い事業を実施しています。 ■スポーツ協会組織図 ※施設管理班の人件費は、指定管理料及び猿ヶ島野球場管理受託料で支出しています。		
事業の効果	厚木市が策定する「第2次厚木市スポーツ推進計画」と整合を図り、スポーツを通じた人と人とが強い絆で結ばれた心のふれあう都市（まち）を創造するための様々な施策を展開し、厚木市のスポーツ活動を推進することが出来ます。		
事業周知方法・内容	本補助金に関する周知は行っていません。		

事業の全体像（フロー図、写真などを用いて事業の様子を視覚的に説明）

(公財)厚木市スポーツ協会経営内訳

■収入

基本財産運用益	
会費収入	
事業収益	スポーツ教室等収入
	あつぎスポーツアカデミー収入
	かながわ駅伝受託料
	施設使用料
	指定管理料
	猿ヶ島野球場管理受託料
	自販機販売手数料
補助金	スポーツ協会補助金
	スポーツ推進事業補助金
	あつぎスポーツアカデミー補助金
	スポーツ振興くじ助成金
	神奈川県スポーツ協会補助金
雑収益	

■支出

スポーツ推進事業費	人件費
	スポーツ教室開催事業費
	あつぎスポーツアカデミー開催費
	スポーツ大会開催事業費
	指導者養成事業費
	広報情報事業費
	スポーツ交流事業費
	スポーツ振興事業共通費
	選挙派遣受託事業費
	自動販売機管理事業費
	助成支援事業費
	減価償却費
施設管理事業費	指定管理事業（人件費）
	指定管理事業（事業費）
	猿ヶ島野球場管理（人件費）
	猿ヶ島野球場管理（事業費）
管理費	法人運営費（人件費を除く）
	減価償却費

成果指標	指標名	スポーツ活動環境の充実					成果指標の推移グラフ					
	指標の説明	市民満足度調査における『スポーツ活動環境の充実』を調査し、「満足」「やや満足」と回答した割合										
		単 位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度						
	目標		66.6	68.0	68.0	68.0						
	実績	%	55.8	53.6								
	達成率		83.8	78.8								
指標備考												

事業のコスト						
コスト	単位	令和2年度（決算）		令和3年度（決算見込み）		令和4年度（予算）
	事業費	千円	53,650	54,396	60,281	
	人件費		136	134		
	経費総額		53,786	54,530		

人件費内訳	令和2年度人件費内訳（単位：千円）				令和3年度人件費内訳（単位：千円）					
	行政職 1	@ 8,481 × 0.02 人	=	136	行政職 1	@ 8,388 × 0.02 人	=	134		
	行政職 2	@ 8,987 ×	人	=	0	行政職 2	@ 8,939 ×	人	=	0
	消防職	@ 8,640 ×	人	=	0	消防職	@ 8,668 ×	人	=	0
	再任用	@ 3,688 ×	人	=	0	再任用	@ 3,652 ×	人	=	0
	会計年度任用職員	@ 1,164 ×	人	=	0	会計年度任用職員	@ 1,212 ×	人	=	0
	その他	×	人	=	0	その他	×	人	=	0

事業費及び財源内訳（千円）	年 度	総 額	一般財源	国県支出金	市債	その他
	R02（決算）	53,650	53,650			
	R03（決算見込み）	54,396	54,396			
	R04（予算）	60,281	60,281			

事業費内訳	【令和4年度予算の内訳】 スポーツ協会補助金 60,281千円 （内訳） 厚木市補助金分 ・給料手当 47,716千円 ・福利厚生費 7,725千円 ・臨時雇賃金 1,965千円 ・退職給付費用 2,875千円
-------	--

①市民要望 ②社会的要請 ③課題	①令和3年度市民意識調査において、開催してほしいスポーツイベントについて聞いたところ、「スポーツ観戦」（33.9%）、「個人のレベル（初級・中級・上級）に合わせた教室」（32.3%）、「参加・体験型」（31.9%）「有名選手の講演会」（15.9%）、「パラスポーツ（障がい者スポーツ）の体験」（7.2%）となっていることから分かるように、市民のスポーツに対するニーズが多様化しており、きめ細やかな事業の展開が求められています。 ②スポーツ庁では、一人でも多くの人々がスポーツを楽しみ、スポーツを通じた健康増進やいきいきとした生活の実現に資するよう、生活の中にスポーツが取り込まれている「Sport in Life」の実現に向けた取組を、地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等と連携して進めようとしています。 ③令和元年に実施したアンケート調査の結果から、市民のスポーツ実施率は「ほとんど行っていない」人と、「週に1回以上行っている」人に二極化しており、それぞれのターゲットに対する施策やスポーツを始めるきっかけづくりが必要です。 また、市から独立した公益的な法人格を有する団体であることから、自主的、自立的な団体運営に向けた取組を推進し、経営基盤を強化する必要があります。
------------------------	---

上記課題等への対応や見直しの方向性	1 スポーツ施策の主要課題への対応 (1) 多様なニーズ・ライフステージに対応したスポーツ施策の展開 (2) 未来を担う子どもの健全育成 (3) 健康で活力に満ちた長寿社会の実現 (4) 地域から作り上げる強い絆で結ばれた共生社会の実現 (5) 良好なスポーツ施設の提供 (6) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進 2 自主的、自立的な団体運営に向けた対応 積極的な自主財源の確保や人件費補助の適正化やスポーツ事業補助金との整合を検討します。
-------------------	--

直近3か年以内の事業見直しの有無とその内容	見直しの有無 有 「外郭団体改革指導指針」により、公共サービスの担い手として重要な役割を果たしている一方で、市から独立した公益的な法人格を有する団体であることから自主的、自立的な団体運営に向けた取組を推進し、経営基盤を強化するよう指導したところ、積極的な自主財源の確保に取り組んでおります。
-----------------------	--

関連事業	・スポーツ推進事業補助金（各種スポーツ大会、スポーツ教室などに要する経費に対する補助金） ・あつぎスポーツアカデミー推進事業補助金（トップアスリート育成を目的とした事業費に要する経費の一部に対する補助金）
------	---

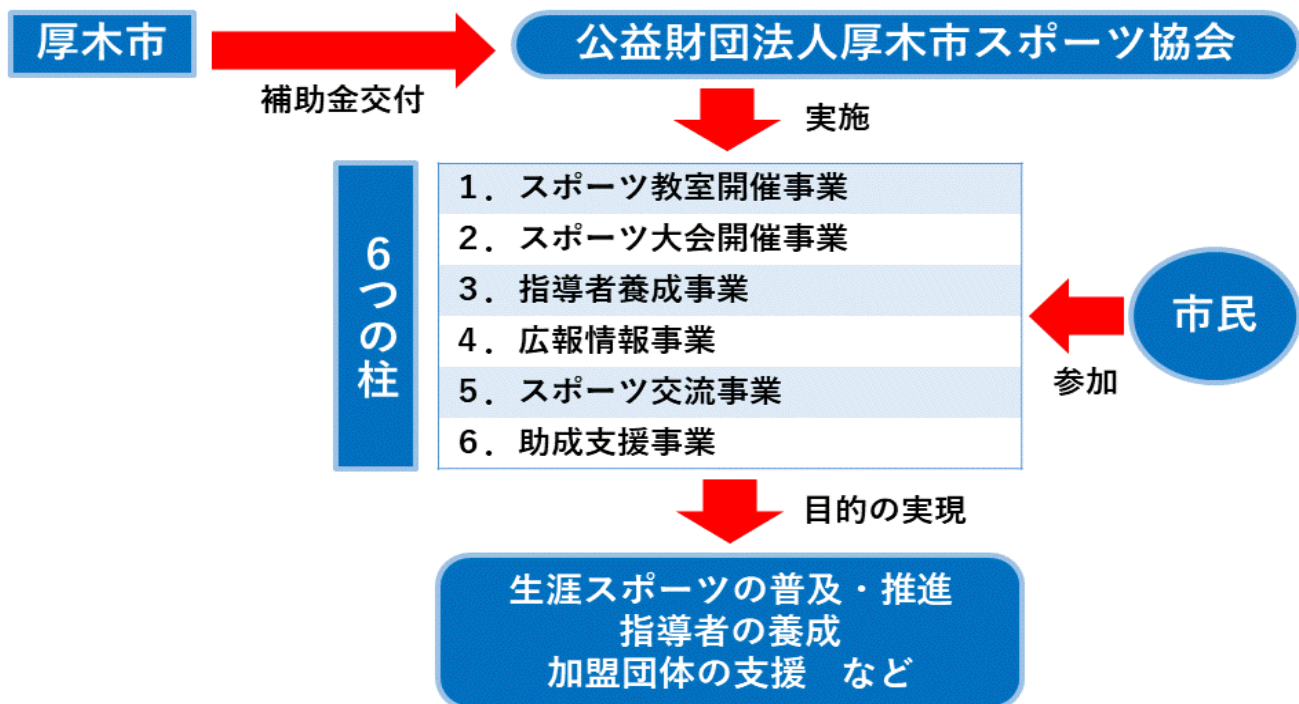
事業概要シート

担当部名	社会教育部	事業名 (子事業名)	スポーツ推進事業補助金
担当課名	スポーツ推進課		
担当係名	スポーツ推進係	根拠法令・例 規・要綱等	スポーツ基本法第4条、第11条、第22条、第34条
事業開始年度	平成13年度		厚木市スポーツ推進事業補助金交付要綱
事業概要			
目的	公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が行うスポーツ推進事業に要する経費の一部を補助することで、生涯スポーツの普及・推進、ジュニアの育成等を図ります。		
対象	スポーツ協会		
事業詳細 (実施内容・ 実施手法等)	スポーツ協会が実施する各種スポーツ大会、スポーツ教室などに要する経費に対して、補助金を交付することで、更なるスポーツ活動の推進、指導者の養成及び競技力の向上を図っています。 【スポーツ推進事業補助金 事業内容】※令和3年度実績 1 スポーツ教室開催事業…スポーツ教室（ラグビー、ゴルフ、弓道、空手道等）（13教室） 参加人数:655人 2 スポーツ大会開催事業…競技別選手権（9種目）参加人数：1,048人、 スポーツ大会（6種目）参加人数：2,810人 3 指導者養成事業…スポーツボランティアの確保及び育成（登録者21人、派遣実績なし） 4 広報情報事業…情報誌（年2回発行）、ホームページ及びフェイスブックによる情報提供 5 スポーツ交流事業…スポーツ人のつどい（中止） 6 助成支援事業…厚木市スポーツ協会加盟団体への助成（30団体）		
事業の効果	・各種スポーツ教室や各種大会を開催することで、市民スポーツの普及・振興、競技力の向上及び指導者、スポーツ団体の育成が図られ、スポーツ協会加盟団体の発展に寄与しています。 ・スポーツ推進のための環境整備やライフステージ等に対応したスポーツ活動を通じて、厚木市が推奨する「一市民一スポーツ運動」を推進することで、スポーツ人口の拡大が図れます。		
事業周知方法・内容	広報あつぎ、市ホームページ、（公財）厚木市スポーツ協会ホームページへの掲載 ほか		

事業の全体像（フロー図、写真などを用いて事業の様子を視覚的に説明）

厚木市のスポーツ施策の取組

- ・直営事業、地域の身近な活動（公民館事業等）、健康・体力づくり（健康体操等）
- ・委託事業、大規模なイベント（あつぎマラソン等）、スポーツ交流（ねんりんピック等）
- ・補助事業、専門性を有する大会や教室（成人・子ども・障がい者、スポーツ協会への補助事業等）



成果指標	指標名	スポーツ行事の参加者数					成果指標の推移グラフ			
	指標の説明	市が開催するスポーツなじみDAYなどの参加者数とスポーツ協会が主催する行事に参加者数を合算したスポーツ行事の参加数を成果指標と定めています。					スポーツ行事の参加者数			
		単 位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	人数			
	目標	人	18,200	18,300	18,300	18,300	20,000 15,000 10,000 5,000 0			
	実績		15,752	3,977	6,258		18,200 18,200 18,200 18,300			
	達成率		86.5%	21.7%	34.2%		■ 目標 ■ 実績			
指標備考	新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの教室や大会が中止となりましたが、子どもから大人まで対象とした教室を開催するなど、幅広い年代へのスポーツ活動の推進に努めました。									
事業のコスト										
コスト	単位	令和2年度（決算）			令和3年度（決算見込み）		令和4年度（予算）			
	事業費	千円	13,517			10,962		13,867		
	人件費		138			134				
	経費総額		13,655			11,096				
人件費内訳	令和2年度人件費内訳（単位：千円）					令和3年度人件費内訳（単位：千円）				
	行政職1	@ 8,654 × 0.02 人	=	138	行政職1	@ 8,388 × 0.02 人	=	134		
	行政職2	@ 8,984 × 人	=	0	行政職2	@ 8,939 × 人	=	0		
	消防職	@ 8,805 × 人	=	0	消防職	@ 8,668 × 人	=	0		
	再任用	@ 3,524 × 人	=	0	再任用	@ 3,652 × 人	=	0		
	会計年度任用職員	@ 1,110 × 人	=	0	会計年度任用職員	@ 1,212 × 人	=	0		
	その他	× 人	=	0	その他	× 人	=	0		
事業費及び財源内訳（千円）	年 度	総 額	一般財源		国県支出金		市債		その他	
	R02（決算）	13,517	13,517							
	R03（決算見込み）	10,962	10,962							
	R04（予算）	13,867	13,867							
事業費内訳	【令和4年度予算の内訳】 スポーツ推進事業補助金 13,867千円 （内訳：スポーツ協会自主財源 12,488千円含む） ・スポーツ教室開催費 7,646千円 ・指導者養成事業費 802千円 ・スポーツ交流事業費 2,739千円 ・スポーツ大会開催費 3,276千円 ・広報情報事業費 3,223千円 ・助成支援事業費 8,669千円									
①市民要望 ②社会的要請 ③課題	①令和3年度市民意識調査において、開催してほしいスポーツイベントについて聞いたところ、「スポーツ観戦」（33.9%）、「個人のレベル（初級・中級・上級）に合わせた教室」（32.3%）、「参加・体験型」（31.9%）「有名選手の講演会」（15.9%）、「パラスポーツ（障がい者スポーツ）の体験」（7.2%）となっていることから分かるように、市民のスポーツに対するニーズが多様化しており、きめ細やかな事業の展開が求められています。 ②スポーツ庁では、一人でも多くの人がスポーツを楽しみ、スポーツを通じた健康増進やいきいきとした生活の実現に資するよう、生活の中にスポーツが取り込まれている「Sport in Life」の実現に向けた取組を、地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等と連携して進めようとしています。 ③令和元年に実施したアンケート調査の結果から、市民のスポーツ実施率は「ほとんど行っていない」と、「週に1回以上行っている」人に二極化しており、それぞれのターゲットに対する施策やスポーツを始めるきっかけづくりが必要です。									
上記課題等への対応や見直しの方向性	スポーツ施策の主要課題 （1）多様なニーズ・ライフステージに対応したスポーツ施策の展開 （2）未来を担う子どもの健全育成 （3）健康で活力に満ちた長寿社会の実現 （4）地域から作り上げる強い絆で結ばれた共生社会の実現 （5）良好なスポーツ施設の提供 （6）持続可能な開発目標（SDGs）の推進									
直近3か年以内の事業見直しの有無とその内容	見直しの有無	有								
関連事業	「外郭団体改革指導指針」により、公共サービスの担い手として重要な役割を果たしている一方で、市から独立した公益的な法人格を有する団体であることから自主的、自立的な団体運営に向けた取組を推進し、経営基盤を強化するよう指導したところ、積極的な自主財源の確保に取り組んでいます。 ・スポーツ協会補助金（人件費の一部に対する補助金） ・あつぎスポーツアカデミー推進事業補助金（トップアスリート育成を目的とした事業費に要する経費の一部に対して補助金を交付している。）									

3 スポーツ協会補助金／スポーツ推進事業補助金

Q 1	専務理事、事務局長、事務局次長の勤続年数は。
A 1	専務理事：3年 事務局長：2年 事務局次長：28年 （令和3年度末勤続年数）
Q 2	成果指標については、どのような考え方で設定しているのか。
A 2	【スポーツ協会補助金】 スポーツ協会は、各種スポーツ事業を開催し、市民等にスポーツの機会を提供すること、また、快適な施設を提供するための施設管理であり、これらを推進することがスポーツ協会の目的であることから、現在の評価指標を設定しています。 【スポーツ推進事業費補助金】 開催回数を指標とした場合、参加人数が極端に少ない場合でも回数が多いと高評価になってしまうことから、現在の評価指標を設定しています。
Q 3	この補助金を交付することにより、市民満足度（スポーツ活動環境の充実）の向上にどの程度貢献しているのか。
A 3	スポーツ協会は、市民スポーツの普及・振興、競技力の向上及び指導者・組織の育成という役割を担っており、市民ニーズや社会情勢に応じた様々なスポーツ事業を実施し、市民の皆様にスポーツに親しむ機会や環境を提供することで市民満足度の向上に貢献しております。 今後においてもスポーツ協会の担う役割を果たすことで満足度の向上を目指す必要があることから、市としても引続き補助金の交付によりスポーツ協会の支援を行っていきます。

3 スポーツ協会補助金／スポーツ推進事業補助金

Q 4	スポーツ協会の収入となっている5つの補助金（スポーツ協会補助金、スポーツ推進事業補助金、あつぎスポーツアカデミー補助金、スポーツ振興くじ助成金、神奈川県スポーツ協会補助金）の総額はいくらか。
A 4	【令和2年度】 予算額：78,739,000 円 決算(実績) 額：74,138,664 円 【令和3年度】 予算額：80,884,000 円 決算(実績) 額：70,622,026 円
Q 5	スポーツ協会の収入額及び決算額はいくらか。
A 5	【令和2年度】 収入予算額：304,158,000 円 収入決算額：269,423,748 円 支出決算額：266,660,838 円 【令和3年度】 収入予算額：312,217,000 円 収入決算額：280,289,245 円 支出決算額：283,770,581 円
Q 6	スポーツ施策の主要課題への対応については、具体的な実施項目を定めているか。
A 6	(1)～(6)の主要課題への対応については、第二次スポーツ推進計画及び第2次厚木市スポーツ協会スポーツ推進プランにおいて、具体的な施策を定め、計画的に推進します。

2022年
3月1日号
vol.80

あつぎ



公益財団法人
厚木市スポーツ協会

〒243-0039 厚木市温水西1丁目27番1号
厚木市宮南毛利スポーツセンター内
TEL.046-247-7212 FAX.046-248-7151
HP <https://www.atsugi-sports.com>
Eメール info@atsugi-sports.com

スポーツ チャレンジデー

令和3年11月27日（土）、南毛利スポーツセンターにおいて、スポーツチャレンジデーを開催しました。

このイベントは、一日で複数の運動にチャレンジできるもので、テニスコートでは、ソフトテニス親子で楽しめる教室と大会を、体育館では、走り方や跳び箱・鉄棒などの種目に特化した教室のほか、基本的な運動能力を伸ばす教室など、ミズノ株式会社考案のスポーツプログラムを実施しました。

ミズノプレイパーク



ミズノオリジナル運動ツールを使い、子どもの発達発達の特徴に基づく幼少期に大切な「36の動作」を取り入れた運動あそびプログラムを体験しました。

ミズノ走り方教室

ミズノ認定のインストラクターから、走り方の基本やスタートダッシュのコツなど、かけこで勝つためのポイントを教わりました。



ミズノスポーツ塾（苦手克服とびばこ教室・てつぼう教室）

ミズノ認定のインストラクターから、上達のコツを学んで、苦手の跳び箱と鉄棒に何度もトライ。成功した喜びや達成感で、子どもたちの更なる意欲を引き出しました。



ミズノ流忍者学校

プログラムはオリジナルの額当て作りからスタート。カラフルな忍者の衣装を身にまとい、心も体も忍者になりきり、手裏剣の術や忍びあるきの術などの修行に挑戦して、楽しく遊びながら基本的な運動の動作を身に付けました。



ミズノ親子運動あそび教室

子どもたちの成長段階に合わせた親子で取り組める運動あそびを体験。ミズノプレイリーダーが、子どもたちのやる気や好奇心を引き出して、運動をリードしました。



ソフトテニス体験教室

初心者の子どもの対象に、親子でも参加できる教室を実施。初めて握るラケットに戸惑いもありましたが、優しい講師のレッスンで、楽しくボールを打つことができました。



ATSUGIチャレンジカップソフトテニス大会

小学生対象の2部門と保護者の部を実施。子どもたちは、優勝目指して練習の成果を競い合い、保護者たちは、日ごろの運動不足を解消することができました。



INDEX

あつぎスポーツアカデミー	2、3
スポーツ協会主催各種スポーツ大会結果	3、4
厚木市スポーツ少年団スポーツテスト、賛助会員・広告募集	4

スポーツくじ



本紙はスポーツ振興くじの助成を受けています。

包丁研ぎ

3本より
集配いたします

Before 牛刀・三徳包丁 ¥1100～
出刃・柳刃 ¥1650～

After

10:00～18:00
土日営業

研ぎ家

厚木市南町27-9（匠の郷内）
☎080-5951-3918

REACH BEYOND

今の自分を超越することは、簡単じゃない。

目標に向かって挑戦し続けても、前に進めない不安、それでも諦めない人には、どんな景色が見えているのか。

認め合える競争相手、信頼できる仲間、自分を見つめ直す時間……そこには、きっと、さらに先へ進み続けるための何かがある。

私たちが寄り添い、一緒に越えていくために、新しい想いとメッセージを届けたい。

性別や年齢、立場に関係なく、挑戦し続ける気持ちを持ち続ける人たちに。

さあ、一緒に越えていこう。

いつも、その先に向かって。

mizuno.jp 0120-320-799

未来のアスリートへ あつぎスポーツアカデミー

「あつぎスポーツアカデミー」では、「目指せ!! トップアスリート」をスローガンに掲げ、幼児から中学生までの年代を対象に、クオリティの高いスポーツプログラムを提供することで、子どもたちの未来を支援しています。

会場は全て南毛利スポーツセンター



オリンピックがやってきた!



～東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を記念して、オリンピックを招いた特別講習会を開催～

中学生バドミントンアカデミー

令和3年12月4日(土)、北京・ロンドンオリンピック日本代表の**潮田玲子**さん、ヨネックスバドミントンチームコーチの今別府香里さんと同チームの現役選手でロンドンオリンピック日本代表の**佐藤冨香**さんを講師に招いて開催しました。あこがれの選手が打ち込むスマッシュや華麗なテクニックに、参加者は目を輝かせていました。



中学生卓球アカデミー

令和4年1月10日(月)、北京・ロンドンオリンピック日本代表の**平野早矢香**さんを講師に招いて開催しました。中学生とのスペシャルマッチでは、平野さんが打ち返すボールのスピードに大きな歓声があがり、参加者にとって思い出に残る一日となりました。



中学生ソフトテニススクール

令和3年10月1日(金)から、中学生のスポーツ活動サポートと基礎技術の習得を目的に10回シリーズで開催。アカデミー事業初の試みとして、競技経験と指導資格を持つ本協会職員が講師を務めました。参加者からは、「丁寧な指導で分かりやすかった」など、好評をいただくことができました。



小学生トレーニングアカデミー

令和3年10月1日(金)から、ゴールデンエイジと呼ばれる小学3年生から6年生までを対象に11回シリーズで開催。バランス感覚や俊敏性など運動神経の向上を図り、その成果をアスリートテストで確認しました。



小学生体力づくりアカデミー

令和3年10月30日(土)から、プレゴールデンエイジ期の小学1年生から3年生を対象に4回シリーズで開催。運動の基本である「かけっこ」のほか、「ラグビー」と「サッカー」の競技体験を通して、基礎体力と運動能力の向上を図りました。



中学生バドミントンアカデミー

令和4年1月9日(日)、昨年末に開催された「第75回全日本総合バドミントン選手権大会」の女子ダブルスで優勝したヨネックスバドミントンチームの保原夏選手と、同チームの内藤祐輔監督を講師に招いて開催。現役トップアスリートである保原選手のアドバイスで、レベルアップを図りました。



永里源気サッカーアカデミー

令和4年1月17日(月)、厚木市出身のプロサッカー選手である永里源気さんを講師に招き、小学4年生から6年生を対象に開催。サッカーを始めた初心者から、個人のスキルアップを図りたい経験者まで、それぞれに合わせたメニューにチャレンジしました。

今回は源気さんの妹で、2008FIFA U-20女子ワールドカップにも出場した永里亜紗乃さんも講師として参加いただき、充実した内容となりました。





税務相談・会計・申告・相続税対策

浅岡信一税理士事務所

TEL (046) 229-7030
FAX (046) 228-5409

♪子供から大人まで♪

浅岡ピアノ教室

TEL (046) 228-5395

E-mail: asazei-1@agate.plala.or.jp
厚木市旭町 2-2-18 (厚木南公民館そば) **駐車場有ります**



みんなで楽しく

バランストレーニング!

発売中!



INDO BOARD

遠慮 100kg

イシケンスポーツ本店

〒243-0018 神奈川県厚木市中町3-12-7 2F
TEL : 046 (221) 4176 E-mail : sp@ishiken.net



動画もご覧ください!

幼児運動アカデミー

令和3年10月1日(金)から、5歳から6歳を対象に11回シリーズで開催。幼児期の発育段階に応じた基礎運動能力の向上を目指し、とび箱やなわとび、柔軟体操などに挑戦しました。



キッズ野球アカデミー

令和3年10月16日(土)から、5歳から8歳を対象に2回シリーズで開催。体力向上と野球に対する興味を深めることを目的に、厚木市を拠点とする実業団チームであるSBSリコーロジスティクス株式会社野球部の皆さんを講師に招き、子どもたちに野球の楽しさを教えていただきました。



スポーツ協会主催

スポーツ大会結果

スポーツ協会では、年間を通して各種の少年スポーツ大会を開催しています。各大会で熱戦が繰り広げられ、子どもたちは、勝っても負けても最後まで全力でプレイしていました。

3月には、第52回厚木市少年野球大会(学童部)と第11回厚木市小学生・中学生剣道演武大会を開催します。

大会結果は、次号に掲載予定です。

令和3年度厚木市小学生サッカー大会

期日／令和3年4月25日(日)～令和4年1月10日(月) 会場／荻野運動公園競技場ほか

～結果～

成績	1年生の部	2年生の部	3年生の部	4年生の部	5年生の部	6年生の部
優勝	荻野サッカー少年団	ハリマオサッカークラブ	荻野サッカー少年団	荻野サッカー少年団	林サッカークラブ	ハリマオサッカークラブ
準優勝	鷹尾Jrサッカークラブ	鷹尾Jrサッカークラブ	林サッカークラブ	ハリマオサッカークラブ	荻野サッカー少年団	林サッカークラブ
第3位	林サッカークラブ	荻野サッカー少年団	鷹尾Jrサッカークラブ	林サッカークラブ	鷹尾Jrサッカークラブ	ベアーズ戸田サッカークラブ
第4位	ハリマオサッカークラブ	林サッカークラブ	ベアーズ戸田サッカークラブ	鷹尾Jrサッカークラブ	ベアーズ戸田サッカークラブ	F.C.Crescer



1年生の部優勝
荻野サッカー少年団



2年生の部優勝
ハリマオサッカークラブ



3年生の部優勝
荻野サッカー少年団



4年生の部優勝
荻野サッカー少年団



5年生の部優勝
林サッカークラブ



6年生の部優勝
ハリマオサッカークラブ

第52回厚木市少年野球大会(学童部)

期日／令和3年10月2日(土)～11月14日(日)

会場／及川球技場

～結果～

優勝	厚木ニューウェーブ
準優勝	ペガサス
第3位	三田フレンズ



優勝 厚木ニューウェーブ

第36回厚木市小学生ソフトボール大会

期日／令和3年12月4日(土)、12月5日(日)

会場／上依知青少年広場

～結果～

優勝	清水ソフトクラブ
準優勝	E K シャークス
第3位	愛甲ソフト
第3位	A N ウイナーズ



優勝 清水ソフトクラブ

令和3年度厚木市中学生卓球大会

期日／令和3年10月23日(土) 会場／荻野運動公園体育館メインアリーナ

～結果～

成績	1年生男子の部	2年生男子の部
優勝	小林直喜(林中学校)	堀春太(荻野中学校)
準優勝	門倉凌牙(依知中学校)	永井聖矢(荻野中学校)
第3位	小林純忠(林中学校)	内海遼祐(藤塚中学校)
第3位	河口蓮(依知中学校)	飯塚幹太(依知中学校)
成績	1年生女子の部	2年生女子の部
優勝	畑中さおり(睦合東中学校)	清藤泉(藤塚中学校)
準優勝	古橋希優(睦合東中学校)	野村遥夏(藤塚中学校)
第3位	小宮佳穂(藤塚中学校)	岡田留音(睦合東中学校)
第3位	小林杏海(林中学校)	林優子(睦合東中学校)



各部門優勝者



(公財)日本少年野球連盟 神奈川県支部

BOYS LEAGUE

厚木ボーイズ

選手募集 体験・見学随時OK!

〈厚木ボーイズを強くするのは君達だ!〉

〔土日祝〕下川入スポーツ広場

事務局＊046(223)1306 問合せ先＊090(3202)3632

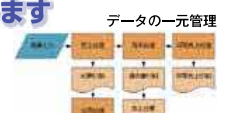
テレワーク・リモートワークを応援します

- ・御自宅から
- ・移動先又は移動中から
- ・レンタルオフィス・営業所などから



業務改善・業務効率化を応援します

- ・データベースを使って作業の効率化
- ・入力作業などの単純化
- ・伝票発行などの自動化



御問合せ先

有限会社ピービット

詳しく知りたいなど御興味ありましたら
お気軽に御問合せ下さいませ。

TEL: 046-226-9911

Mail: office@pbit.co.jp

http://www.pbit.co.jp

令和3年度厚木市小学生・中学生バスケットボール大会

期日／令和3年12月11日(土)～12月28日(火) 会場／南毛利スポーツセンターほか

～結果～

成績	小学生低学年 男子の部	小学生低学年 女子の部
優勝	森の里ジュニアバスケットボールクラブ	厚木ミニバスケットボールクラブ
準優勝	厚木MBP	厚木MBP
第3位	厚木イッパクスターズ	厚木ラスティミニバスケットボールクラブ U-12
第4位	厚木ウインズ	森の里ジュニアバスケットボールクラブ

成績	小学生高学年 男子の部	小学生高学年 女子の部
優勝	厚木MBP	森の里ジュニアバスケットボールクラブ
準優勝	リングスミニバスケットボールクラブ	厚木MBP
第3位	厚木ウインズ	厚木ミニバスケットボールクラブ
第4位	森の里ジュニアバスケットボールクラブ	厚木ラスティバスケットボールクラブ

成績	中学生 男子の部	中学生 女子の部
優勝	厚木中学校	厚木中学校
準優勝	相川中学校	荻野中学校
第3位	睦合東中学校	南毛利中学校
第4位	林中学校	睦合中学校



小学生低学年男子の部優勝
森の里ジュニアバスケットボールクラブ



小学生低学年女子の部優勝
厚木ミニバスケットボールクラブ



小学生高学年男子の部優勝
厚木MBP



小学生高学年女子の部優勝
森の里ジュニアバスケットボールクラブ



中学生男子の部優勝
厚木中学校



中学生女子の部優勝
厚木中学校

厚木市スポーツ少年団スポーツテスト

令和3年11月23日(火)、南毛利スポーツセンターグラウンドにおいて、厚木市スポーツ少年団スポーツテストが開催されました。

今回から、内容が新しくなった「運動適性テストⅡ」を採用。旧テストから2種目増えた7種目を測定し、スポーツ活動の基本となる運動能力を確認していきましました。子どもたちは、新たな測定種目に戸惑いながらも、少しでも記録を伸ばそうと張り切って各種目に挑戦していました。



時間往復走で走る動作をチェック

賛助会員募集

賛助会員とは、スポーツ協会の目的に賛同し、事業の推進をご援助いただくものです。入会を希望の方は、スポーツ協会事務局までご連絡ください。

会費は次のとおりです。

●個人 1口年間：5,000円 ●法人 1口年間：10,000円
※口数の制限はありません。

広告募集

本情報紙に掲載する広告の sponsor を募集しています。情報紙は、市内全戸及び関係団体に配布しています。広告に関する詳細は、スポーツ協会までお問い合わせください。



www.toto-dream.com www.toto-growing.com
©19歳未満の方の購入又は譲り受けは法律で禁じられています。払戻金も受け取れません。
運営・販売：独立行政法人日本スポーツ振興センター

球スポーツ
TEL 046-224-4015
〒243-0002 厚木市元町 9-26
営業時間 9:30～19:30 定休日 水曜日

店内には種類豊富な
野球用品がいっぱい!

2Fにはマシン＆冷暖房
完備の卓球卓!

テニス・バドミントン
ラケット類の専門店!

商品オリジナルユニ
Tシャツ・ポロシャツが
作れます!

Baseball Zone
TORAI
光通達株式会社 スポーツ事業部

各種目スポーツ
& 野球用品販売

Mizuno, SSK, Wilson, 迅速対応
用具修理・リペア
訪問販売も行います!

営業時間
AM 9:00 ▶ PM 9:00
【土日祝 PM7:30迄 休日 不定休(火・祝)】
ベースボールゾーン 243-0803 厚木市山腰259番地1
☎ 046(281)7398

山腰
シティ
アクセス
259番地
室内
練習場
関口中央

当店で録画貸出室内練習場にて開催中
元巨人選手による野球教室
福井敬治さん指導 KIDSベースボールスクール
佐野元国さん指導 クリスベースボールアカデミー

スポーツ推進事業補助金関係事業一覧

大会名等	令和2年度	令和3年度	令和4年度(予定)
1 スポーツ教室	「スポーツ教室一覧」のとおり		
2 スポーツ体験イベント			
・キッズスポーツチャレンジ	中止	中止	7月24日(日)
・スポーツフェスティバル	中止	計画なし	11月26日(土)
・スポーツチャレンジデー	計画なし	7教室	計画なし
3 スポーツ大会			
・競技別選手権大会	「競技別選手権大会一覧」のとおり		4月～3月 (29競技開催予定)
・中学生ソフトテニス大会	中止	4月18日(日)	4月16日(土)
・小学生サッカー大会	8月29日(土) ～ 1月11日(月)	4月25日(日) ～ 1月10日(月)	4月～1月
・少年野球大会	7月19日(日) ～ 8月1日(土)	10月2日(土) ～ 11月14日(日)	5月14(土) ～ 11月13日(日)
・小学生ソフトボール大会	9月20日(日) 9月22日(火)	12月4日(土) 12月5日(日)	7月9日(土) 7月10(日)
・小学生・中学生バスケットボール大会	中止	12月11(土) ～ 12月28日(火)	7月30(土) ～ 8月28日(日)
・中学生卓球大会	中止	10月23日(土)	8月27(土) 8月28(日)
・小学生・中学生剣道演武大会	中止	中止	3月19日(日)
・月例マラソン	中止	中止	11月6日(日) 12月18(日) 2月5日(日)
4 あつぎウォーク	中止	中止	10月23日(日)

令和2年度 スポーツ教室一覧

No.	教室名	開催 日数	参加 人数	期 日	時 間	会 場	対 象	募集 人数	参加費
1	タグラグビー教室	中止	—	1/16(土) ~ 1/23(土)	10:00 ~ 12:30	南毛利SC体育室	小学生以上	30	500
2	第1回初級・中級テニス教室	中止	—	5/8(金) ~ 6/3(水)	19:00 ~ 20:45	南毛利SCテニスコート	一 般	50	3,000
3	第1回ジュニアソフトテニス教室	中止	—	5/9(土) ~ 5/30(土)	10:00 ~ 12:00	南毛利SCテニスコート	小 学 生	80	1,000
4	初級・中級社交ダンス教室	中止	—	5/10(日) ~ 6/21(日)	13:00 ~ 15:00	東町SC第2武道場	一 般	20 20	2,000
5	初級・中級ジュニアテニス教室	中止	—	5/20(水) ~ 6/3(水)	17:30 ~ 18:50	南毛利SCテニスコート	小・中学生	30	2,000
6	第1回初心者弓道教室	中止	—	6/1(月) ~ 7/6(月)	18:30 ~ 20:30	東町SC弓道場	中学生以上	30	3,000
7	少林寺拳法教室	中止	—	6/13(土)・6/20(土)	9:30 ~ 11:30	南毛利SC多目的室	小学生以上	20	無料
8	初級・中級ソフトバレーボール教室	中止	—	6/13(土) ~ 6/27(土)	18:30 ~ 20:30	南毛利SC体育室	小学生以上	20	1,000
9	ジュニアトランポリン教室	2	16人	6/20(土)・6/21(日)	9:30 ~ 11:00	猿ヶ島SC体育室	小 学 生	60	1,000
10	軽登山教室	中止	—	6/26(金)・7/8(水)	19:00 ~ 21:00 7:00 ~ 18:00	アミューあつぎ 長野県入笠山	一 般	40	4,500
11	レベルアップゴルフ教室	4	10人	7/8(水) ~ 7/29(水)	19:00 ~ 21:00	厚木ゴルフプラザ	高校生以上	10	5,000
12	第1回キッズテニス教室	中止	—	7/19(日)	①10:00 ~ 12:00 ②13:30 ~ 15:30	東町SC第1体育室	幼稚園年中～小3 幼稚園年中～小6	30 30	800
13	第1回初心者ジュニア水泳教室	中止	—	7/24(金) ~ 7/26(日)	9:30 ~ 11:00	厚木第二小学校水泳プール	小 学 生	60	2,400
14	夏休みジュニアサッカー教室	中止	—	7/27(月) ~ 7/29(水)	9:00 ~ 11:00	及川球技場	小 学 生	100	1,500
15	ジュニアゴルフ教室	2	7人	8/29(土)・8/30(日)	10:30 ~ 12:00	飯山ゴルフスクエア	小3～小6	10	2,000
16	夏休みジュニア剣道教室	中止	—	7/28(火) ~ 7/31(金)	9:30 ~ 11:30	東町SC第2武道場	小 学 生	20	1,000
17	初心者ボウリング教室	2	28人	8/1(土)・8/2(日)	10:30 ~ 12:30	厚木ツマダボウル	小学生以上	30	1,500
18	カヌー・カヤック教室	中止	—	8月	10:00 ~ 12:00	宮ヶ瀬湖畔園地 親水池	カヌー小4～小6 カヤック小4～中学生	20 20	1艇 2,000 1艇 1,000
19	第2回初心者ジュニア水泳教室	中止	—	8/21(金) ~ 8/23(日)	9:30 ~ 11:00	厚木小学校水泳プール	小 学 生	60	2,400
20	第2回初級・中級テニス教室	6	42人	9/4(金) ~ 10/2(金)	19:00 ~ 20:45	南毛利SCテニスコート	一 般	50	3,000
21	ゲートボール教室	中止	—	9/8(火)・9/9(水)	9:30 ~ 11:30	金田ゲートボール場	一 般	20	無料
22	なぎなた体験教室	中止	—	9/13(日)	10:00 ~ 12:00	東町SC第2武道場	小学生以上	20	無料
23	初級・中級卓球教室	5	21人	9/15(火) ~ 10/1(木)	18:30 ~ 20:30	南毛利SC体育室	小学生以上	40	2,000
24	第2回初心者弓道教室	中止	—	9/19(土) ~ 11/14(土)	9:30 ~ 12:30	東町SC弓道場	中学生以上	20	3,000
25	バドミントン教室	4	13人	10/6(火) ~ 10/16(金)	19:00 ~ 21:00	南毛利SC体育室	一 般	30	2,000
26	初心者バウンドテニス教室	中止	—	10/10(土)・10/17(土)	10:00 ~ 12:00	東町SC第1体育室	小学生以上	20	800
27	ジュニアバレーボール教室	中止	—	10/31(土) ~ 11/21(土)	18:30 ~ 20:30	南毛利SC体育室	小 学 生	50	無料
28	ジュニア陸上競技教室	中止	—	11/7(土) ~ 2/13(土)	9:30 ~ 11:30	荻野運動公園競技場	小5～中学生	200	500
29	第2回ジュニアソフトテニス教室	中止	—	11/14(土)	9:00 ~ 16:00	南毛利SCテニスコート	中学1・2年生	200	800
30	ヨガ教室	3	16人	11/10(火) ~ 12/8(火)	1日目13:30～15:00 2・3日目10:30～12:00	南毛利SC多目的室	一 般	10	1,500
31	ミニバスケットボール教室	中止	—	11/21(土)・11/22(日)	9:30 ~ 12:00	東町SC第1体育室	小 学 生	40	700
32	ランニング教室	1	21人	11/23(月)	10:00 ~ 12:00	荻野運動公園競技場	一 般	30	1,000
33	ボクシングエクササイズ教室	中止	—	11/30(月) ~ 12/14(月)	19:00 ~ 20:30	東町SC第2体育室	小学生以上	20	1,000
34	ジュニアソフトボール教室	1	33人	12/19(土)	9:00 ~ 15:00	厚木商業高校グラウンド	中 学 生	70	500
35	第2回キッズテニス教室	中止	—	2/21(日)	①10:00 ~ 12:00 ②13:30 ~ 15:30	南毛利SC体育室	幼稚園年中～小3 幼稚園年中～小6	30 30	800
36	ジュニアバドミントン教室	中止	—	1/16(土) ~ 1/30(土)	13:30 ~ 16:00	南毛利SC体育室	小・中学生	40	1,000
37	初心者空手道教室	中止	—	1/17(日) ~ 1/31(日)	10:00 ~ 11:30	東町SC第2武道場	小学生以上	20	800
38	グラウンド・ゴルフ教室	中止	—	1/24(日)・1/31(日)	10:00 ~ 12:00	南毛利SCグラウンド	小学生以上	20	700
39	スキー教室	中止	—	2/11(木) ~ 2/13(土)	7:00 出発 20:30 帰着	斑尾高原スキー場 タングラムスキーサーカ	一 般	37	38,000
40	初心者柔道教室	中止	—	2/14(日) ~ 2/28(日)	9:30 ~ 11:30	東町SC第1武道場	4歳以上	30	800
合 計		30日	207人						

令和3年度 スポーツ教室一覧

No.	教 室 名	開催 日数	参加 人数	期 日	時 間	会 場	対 象	募集 人数
1	グラウンド・ゴルフ教室	中止	0	4/17(土)・4/18(日)	10:00～12:00	及川球技場B面	小学生以上	20
2	第1回初級・中級テニス教室	中止	0	5/12(水)～5/28(金)	19:00～20:45	南毛利SCテニスコート	一 般	50
3	第1回ジュニアソフトテニス教室	中止	0	5/15(土)～6/19(土)	10:00～12:00	南毛利SCテニスコート	小 学 生	80
4	初級・中級ジュニアテニス教室	中止	0	5/12(水)～5/26(水)	17:30～18:50	南毛利SCテニスコート	小・中学生	30
5	タグラグビー教室	1	17	1/15(土)	10:00～12:30	南毛利SC体育室	小学生以上	30
6	第1回初心者弓道教室	中止	0	6/3(木)～7/5(月)	18:30～20:30	東町SC弓道場	中学生以上	30
7	ソフトバレーボール教室	中止	0	6/12(土)～6/26(土)	18:30～20:30	南毛利SC体育室	小学生以上	20
8	初級・中級社交ダンス教室	中止	0	6/13(日)～7/25(日)	13:00～15:00	東町SC第2武道場	一 般	男性 20 女性 20
9	ジュニアトランポリン教室	中止	0	6/19(土)・6/20(日)	①9:00～10:30 ②11:00～12:30	猿ヶ島SC体育室	小 学 生	30 30
10	軽登山教室	中止	0	説明会 実 技 10/19(火) 10月	19:00～21:00	アミューあつぎ	一 般	40
11	第1回キッズテニス教室	中止	0	7/22(木)	①10:00～12:00 ②13:30～15:30	東町SC第1体育室	幼稚園年中～小3 幼稚園年中～小6	20 20
12	第1回初心者ジュニア水泳教室	中止	0	7/24(土)～7/26(月)	9:30～11:00	市内小学校水泳プール	小 学 生	30
13	初心者バウンドテニス教室	中止	0	7/24(土)・7/31(土)	10:00～12:00	東町SC第1体育室	小学生以上	20
14	夏休みジュニアゴルフ教室	中止	0	7/26(月)・7/27(火)	9:30～11:00	厚木ゴルフガーデン	小3～小6	10
15	夏休みジュニアサッカー教室	中止	0	7/27(火)～7/29(木)	9:00～11:00	及川球技場	小 学 生	100
16	初心者ボウリング教室	中止	0	7/31(土)・8/1(日)	10:30～12:30	厚木ツマダボウル	小学生以上	30
17	レベルアップゴルフ教室	4	8	11/10(水)～12/1(水)	19:00～21:00	厚木ゴルフプラザ	高校生以上	8
18	夏休みジュニア剣道教室	中止	0	8/3(火)～8/6(金)	9:30～11:30	東町SC第2武道場	小 学 生	20
19	第2回初心者ジュニア水泳教室	中止	0	8/21(土)～8/23(月)	9:30～11:00	市内小学校水泳プール	小 学 生	30
20	カヌー・カヤック教室	中止	0	8月	10:00～12:00	宮ヶ瀬湖畔園地 親水池	カヌー小4～10組 カヤック小4～中学生	20 20
21	第2回初級・中級テニス教室	中止	0	9/3(金)～9/29(水)	19:00～20:45	南毛利SCテニスコート	一 般	50
22	少林寺拳法教室	中止	0	9/18(土)	9:30～11:30	南毛利SC多目的室	小学生以上	20
23	なぎなた体験教室	中止	0	9/12(日)	10:00～12:00	東町SC第2武道場	小学生以上	20
24	ゲートボール教室	中止	0	9/14(火)・9/15(水)	9:30～11:30	金田ゲートボール場	一 般	10
25	初級・中級卓球教室	中止	0	9/14(火)～9/30(木)	18:30～20:30	南毛利SC体育室	小学生以上	40
26	第2回初心者弓道教室	1	15	1/15(土)	9:30～12:30	東町SC弓道場	中学生以上	20
27	バドミントン教室	4	14	10/5(火)～10/14(木)	19:00～21:00	南毛利SC体育室	一 般	30
28	ジュニアバレーボール教室	3	18	10/16(土)～10/30(土)	18:30～20:30	南毛利SC体育室	小 学 生	20
29	ヨガ教室	中止	0	3/12(土)・3/19(土)	10:30～12:00	南毛利SC多目的室	一 般	10
30	第2回ジュニアソフトテニス教室	1	115	11/13(土)	9:00～16:00	南毛利SCテニスコート	中学1・2年生	100
31	ミニバスケットボール教室	2	16	11/20(土)・11/21(日)	9:30～12:00	東町SC第1体育室	小 学 生	30
32	ジュニア陸上競技教室	4	337	12/4(日)～3/26(土)	9:30～11:30	荻野運動公園競技場	小4～中学生	200
33	ランニング教室 ～はじめようロング・スロー・ディスタンス～	1	20	11/28(日)	10:00～12:00	荻野運動公園競技場	一 般	30
34	ボクシングエクササイズ教室	3	10	12/6(月)～12/20(月)	19:00～20:30	東町SC第2体育室	小学生以上	20
35	ジュニアソフトボール教室	1	39	12/18(土)	9:00～12:00	厚木商業高校グラウンド	中 学 生	70
36	ジュニアバドミントン教室	1	31	1/15(土)	13:30～15:30	南毛利SC体育室	小・中学生	40
37	第2回キッズテニス教室	中止	0	1/16(日)	①10:00～12:00 ②13:30～15:30	南毛利SC体育室	幼稚園年中～小3 幼稚園年中～小6	30 30
38	初心者空手道教室	1	15	1/16(日)	10:00～11:30	東町SC第2武道場	小学生以上	20
39	スキー教室	中止	0	2/11(金)～2/13(日)	7:00～ 出発 帰着 ～ 20:30	斑尾高原スキー場 タングラムスキーサーカス	一 般	37
40	初心者柔道教室	中止	0	2/13(日)～2/27(日)	9:30～11:30	東町SC第1武道場	4歳以上	30

令和4年度 スポーツ教室一覧

No.	教 室 名	開催 日数	期 日	時 間	会 場	対 象	募集 人数	参加費
1	第1回初級・中級テニス教室	6	5/11(水)～5/27(金)	19:00～20:45	南毛利SCテニスコート	一 般	50	3,000
2	グラウンド・ゴルフ教室	1	5/12(木)	10:00～12:00	及川球技場	一 般	20	500
3	初級・中級ジュニアテニス教室	5	5/13(金)～5/27(金)	17:30～18:50	南毛利SCテニスコート	小・中学生	30	2,000
4	タグラグビー教室	3	5/14(土)～5/28(土)	10:00～12:00	南毛利SC体育室	小学生以上	30	無料
5	第1回ジュニアソフトテニス教室	4	5/14(土)～6/11(土)	10:00～12:00	南毛利SCテニスコート	小 学 生	80	1,000
6	初級・中級社交ダンス教室	6	5/15(日)～6/26(日)	13:00～15:00	東町SC第2武道場	一 般	男性 20 女性 20	2,000
7	第1回初心者弓道教室	10	6/2(木)～7/4(月)	18:30～20:30	東町SC弓道場	中学生以上	30	3,000
8	ソフトバレーボール教室	3	6/11(土)～6/25(土)	18:30～20:30	南毛利SC体育室	小学生以上	20	1,000
9	ジュニアトランポリン教室	2	6/18(土)・6/19(日)	① 9:00～10:30 ② 11:00～12:30	猿ヶ島SC体育室	小 学 生	30 30	1,000
10	第1回キッズテニス教室	1	7/17(日)	① 10:00～12:00 ② 13:30～15:30	東町SC第1体育室	幼稚園年中～小3 幼稚園年中～小6	30 30	800
11	初心者バウンドテニス教室	2	7/23(土)・7/30(土)	10:00～12:00	東町SC第1体育室	小学生以上	20	800
12	夏休みジュニアサッカー教室	3	7/26(火)～7/28(木)	9:00～11:00	及川球技場	小 学 生	100	1,500
13	夏休みジュニアゴルフ教室	2	7/27(水)・7/28(木)	10:00～11:30	本厚木カンツリークラブ	小3～小6	10	2,000
14	第1回初心者ジュニア水泳教室	3	7/29(金)～7/31(日)	9:30～11:00	市内小学校水泳プール	小 学 生	60	2,400
15	初心者ボウリング教室	2	7/30(土)・7/31(日)	10:30～12:30	厚木ツマダボウル	小学生以上	30	1,500
16	レベルアップゴルフ教室	4	7月～	19:00～21:00	厚木ゴルフプラザ	高校生以上	8	5,000
17	夏休みジュニア剣道教室	4	8/2(火)～8/5(金)	9:30～11:30	東町SC第2武道場	小 学 生	20	1,000
18	第2回初心者ジュニア水泳教室	3	8/19(金)～8/21(日)	9:30～11:00	市内小学校水泳プール	小 学 生	60	2,400
19	カヌー・カヤック教室	1	8月	10:00～12:00	宮ヶ瀬湖畔園地 親水池	カヌー小4～10組 カヤック小4～中学生	20 20	1艇 2,000 1艇 1,000
20	第2回初級・中級テニス教室	6	9/2(金)～9/21(水)	19:00～20:45	南毛利SCテニスコート	一 般	50	3,000
21	少林寺拳法教室	2	9/10(土)・9/17(土)	9:30～11:30	南毛利SC多目的室	小学生以上	20	無料
22	なぎなた体験教室	1	9/11(日)	10:00～12:00	東町SC第2武道場	小学生以上	20	無料
23	ゲートボール教室	2	9/13(火)・9/14(水)	9:00～11:30	金田ゲートボール場	一 般	10	無料
24	初級・中級卓球教室	5	9/13(火)～9/27(火)	18:30～20:30	南毛利SC体育室	小学生以上	40	2,000
25	第2回初心者弓道教室	6	9/17(土)～10/29(土)	9:30～12:30	東町SC弓道場	中学生以上	20	3,000
26	バドミントン教室	4	10/4(火)～10/18(火)	19:00～21:00	南毛利SC体育室	一 般	30	2,000
27	ジュニアバレーボール教室	3	10/15(土)～10/29(土)	18:30～20:30	南毛利SC体育室	小 学 生	20	無料
28	軽登山教室	2	10月	未定	未定	一 般	40	4,500
29	ジュニア陸上競技教室	6	11/5(土)～2/18(土)	9:30～11:30	荻野運動公園競技場	小4～中学生	200	500
30	ランニング教室	1	11/6(日)	13:00～15:00	荻野運動公園競技場	一 般	30	1,000
31	第2回ジュニアソフトテニス教室	1	11/12(土)	9:00～16:00	南毛利SCテニスコート	中学1・2年生	200	800
32	ミニバスケットボール教室	2	11/19(土)・11/20(日)	9:30～12:00	東町SC第1体育室	小 学 生	40	700
33	ボクシングエクササイズ教室	3	12/5(月)～12/19(月)	19:00～20:30	東町SC第2体育室	小学生以上	20	1,000
34	ヨガ教室	3	12/10(土)～1/14(土)	10:30～12:00	南毛利SC多目的室	一 般	10	1,500
35	ジュニアソフトボール教室	1	12/17(土)	9:00～12:30	厚木商業高校グラウンド	中 学 生	50	500
36	ジュニアバドミントン教室	5	1/14(土)～2/18(土)	13:30～15:30	南毛利SC体育室	小・中学生	40	2,000
37	第2回キッズテニス教室	1	1/15(日)	① 10:00～12:00 ② 13:30～15:30	南毛利SC体育室	幼稚園年中～小3 幼稚園年中～小6	30 30	800
38	初心者空手道教室	3	1/15(日)～1/29(日)	10:00～11:30	東町SC第2武道場	小学生以上	20	800
39	初心者柔道教室	3	2/12(日)～2/26(日)	9:30～11:30	東町SC第1武道場	4歳以上	30	800
40	スキー教室	3	2/17(金)～2/19(日)	6:30～20:30	出発 延尾高原スキー場 帰着 タングラムスキーサーカス	一 般	37	38,000

令和2年度 競技別選手権大会一覧

No.	団 体 名	期 日	会 場	参加人数
1	厚木市陸上競技協会	中止		
2	厚木市野球協会	7/5(日)～11/22(日)	玉川野球場、猿ヶ島野球場	1008
3	厚木市柔道協会	中止		
4	厚木市ソフトテニス協会	1/11(月)	荻野運動公園体育館	20
5	厚木市バレーボール協会	中止		
6	厚木市バスケットボール協会	7/12(日)～9/13(日)	南毛利スポーツセンターほか	80
7	厚木剣道連盟	中止		
8	厚木市水泳協会	中止		
9	厚木市弓道協会	中止		
10	厚木市山岳協会	中止		
11	厚木市卓球協会	中止		
12	厚木市サッカー協会	6/21(日)～3/28(日)	及川球技場ほか	210
13	厚木市バドミントン協会	11/1(日)	荻野運動公園体育館	88
14	厚木市クレー射撃協会	8/29(土)	神奈川県立伊勢原射撃場	20
15	厚木市少林寺拳法協会	7/12(日)	東町スポーツセンター	27
16	厚木市テニス協会	中止		
17	厚木市スキー協会	中止		
18	厚木市ソフトボール協会	中止		
19	厚木市ゲートボール連合	9/27(日)	金田ゲートボール場	110
20	厚木市ゴルフ協会	11/11(水)	厚木国際カントリー倶楽部	24
21	厚木市なぎなた協会	中止		
22	厚木市ボウリング協会	11/8(日)	厚木ツマダボウル	66
23	厚木市ラグビーフットボール協会	中止		
24	厚木市空手道協会	中止		
25	厚木市バウンドテニス協会	中止		
26	厚木市グラウンド・ゴルフ協会	11/11(水)	南毛利スポーツセンター	212
27	厚木市ターゲット・パードゴルフ協会	10/24(土)	下川入ターゲットパードゴルフ場	73
合 計				1938

令和3年度 競技別選手権大会一覧

No.	団 体 名	期 日	会 場	参加人数
1	厚木市陸上競技協会	中止		
2	厚木市野球協会	中止		
3	厚木市柔道協会	中止		
4	厚木市ソフトテニス協会	中止		
5	厚木市バレーボール協会	3/20(日)	猿ヶ島スポーツセンター	80
6	厚木市バスケットボール協会	10/17(日)～3/27(日)	東町スポーツセンターほか	130
7	厚木剣道連盟	1/10(月)	荻野運動公園体育館	280
8	厚木市水泳協会	中止		
9	厚木市弓道協会	中止		
10	厚木市山岳協会	中止		
11	厚木市卓球協会	中止		
12	厚木市サッカー協会	中止		
13	厚木市バドミントン協会	11/23(火)	荻野運動公園体育館	115
14	厚木市クレ射撃協会	7/22(木)	神奈川県立伊勢原射撃場	13
15	厚木市少林寺拳法協会	中止		
16	厚木市テニス協会	中止		
17	厚木市スキー協会	中止		
18	厚木市ソフトボール協会	中止		
19	厚木市ゲートボール連合	9/26(日)	金田ゲートボール場	80
20	厚木市なぎなた協会	中止		
21	厚木市ボウリング協会	11/7(日)	厚木ツマダボウル	44
22	厚木市ラグビーフットボール協会	中止		
23	厚木市空手道協会	中止		
24	厚木市バウンドテニス協会	中止		
25	厚木市グラウンド・ゴルフ協会	11/17(水)	及川球技場	231
26	厚木市ターゲット・バードゴルフ協会	11/27(土)	下川入ターゲットバードゴルフ場	75
合 計				1,048

公益財団法人厚木市スポーツ協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯スポーツの普及振興を図るため、公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「協会」という。）の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において公益財団法人厚木市スポーツ協会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和 45 年厚木市規則第 5 号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象とする経費は、協会の管理運営に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 福利厚生費
- (3) その他管理費等市長が特に必要と認めた経費

(書類の整備等)

第3条 協会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補助金の交付時期)

第4条 補助金の交付時期は、年度当初に協議の上、交付するものとする。

(補助金の返還)

第5条 協会の代表者は、補助金に余剰金が生じたときは、市に返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

厚木市スポーツ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯スポーツの普及振興を図るため、公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内において厚木市スポーツ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、協会が実施するスポーツ推進事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ教室開催事業
- (2) スポーツ大会開催事業
- (3) 指導者養成事業
- (4) 広報情報事業
- (5) スポーツ交流事業
- (6) 助成支援事業
- (7) その他スポーツの普及、啓発等市長が特に必要と認めた事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 諸謝金（講師謝金）
- (2) 旅費交通費
- (3) 消耗品費
- (4) 食糧費
- (5) 印刷製本費
- (6) 手数料（事業運営手数料）
- (7) 通信運搬費
- (8) 保険料
- (9) 使用料及び賃借料
- (10) 委託費
- (11) 支払助成金
- (12) その他必要経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金対象経費の実支出額（補助事業に要する経費のうち、当該

年度における補助対象経費に充てるための基本財産運用益その他収入の額を控除した経費をいう。)とする。

2 協会は、補助事業の実施に当たり、自主財源の確保に努めるものとする。

(交付申請)

第5条 協会は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により協会に通知するものとする。

(交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、年度当初に市と協会が協議の上、決定するものとする。

2 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 協会は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他この要綱に基づく市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告及び調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、協会に対し、補助事業の遂行及び収支等の状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告)

第10条 協会は、補助事業完了後、市長が指定する日までに、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(補助金の返還)

第11条 協会の代表者は、補助金に余剰金が生じたときは、市に返還するものとする。

(書類の整備等)

第12条 協会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、及び保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業の公開等)

第13条 協会は、補助事業の実施状況及び実施結果並びに補助金の使途に関する情報を公開するものとする。

2 市長は、補助事業により得られた成果を任意の方法若しくは媒体により第三者に開示若しくは公表し、又は、自ら利用し、若しくは第三者に利用させることができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。